

平成30年3月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

本訴：平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

反訴：平成27年(ワ)第25495号 損害賠償反訴請求事件

口頭弁論終結日 平成30年2月8日

5 判 決

東京都 [REDACTED]

本訴原告（反訴被告）

阿 部 宣 男

(以下「原告」という。)

同訴訟代理人弁護士

小 川 隆 太 郎

同

小 田 川 綾 音

同

高 井 信 也

同

中 島 広 勝

同

永 里 桂 太 郎

同

細 川 潔

同

本 田 麻 奈 弥

同

渡 邊 彰 悟

同訴訟復代理人弁護士

石 原 敬 之

東京都 [REDACTED]

本訴被告（反訴原告）

松 崎 参

(以下「被告」という。)

同訴訟代理人弁護士

阿 部 哲 二

同

平 松 真 二 郎

同

湯 山 花 苗

主 文

- 25 1 原告の本訴請求及び被告の反訴請求をいずれも棄却する。
2 訴訟費用は、これを3分し、その1を被告の、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 本訴請求

被告は、原告に対し、1100万円及びこれに対する平成28年5月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 反訴請求

原告は、被告に対し、550万円及びこれに対する平成27年3月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本訴は、原告が、板橋区議会議員である被告の委員会での発言及びインターネット上に掲載した記事によって名誉が毀損されたと主張して、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、1100万円及びこれに対する平成28年5月25日（平成28年5月24日付け「請求の変更の申立」書送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

反訴は、被告が、日経新聞電子版の記者（以下「日経記者」という。）に対する原告の発言が被告の名誉を毀損したと主張して、原告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、550万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成27年3月25日（記事が掲載された日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提となる事実（当事者間に争いがないか、末尾に掲げた証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる。）

(1) 原告は、昭和55年4月1日以降、板橋区の職員であった者である（なお、以下「板橋区」を単に「区」ということがある。）。

被告は、板橋区の区議会議員である。

(2) 原告は、平成元年7月1日、板橋区の温室植物園でホタル飼育を始め、その後、平成4年に板橋区が開設したホタル飼育施設（後に「ホタル生態環境館」と改称された。以下、改称の前後を通じて「ホタル館」という。）に配属され、平成26年1月までの間、ホタル飼育担当職員として勤務した。

ホタル館は、板橋区資源環境部の出先施設であるエコポリスセンターが所管しており（甲155），毎年6月から7月にかけて行われるホタルの夜間公開では、毎年多数の来場者があった。

原告は、ホタル館で飼育しているホタルは、原告自身が平成元年に福島県大熊町で採取したゲンジボタルの卵300個と栃木県栗山村（現日光市）で採取したヘイケボタルの卵700個をふ化させ、以後、外部のホタルと交雑することがない状態で繁殖を続けたもの（以下「累代飼育」という。）であると説明しており、かかる困難な飼育に成功していることから、マスメディアでも「ホタル飼育の第一人者」、「ホタル博士」などと呼ばれていた（乙1，15，38）。

(3) 原告は、平成26年3月28日、板橋区から懲戒免職処分を受けた。

(4) 被告は、平成26年2月19日から平成27年4月10日までの間、t w i t t e r（以下「t w」という。）及びF a c e b o o k（以下「F B」といい、t wと併せて「S N S」という。）並びに被告が管理・運営するブログに、別表IないしIV記載（別表II番号⑤を除く。）の各記事を、「年月日」欄記載の年月日頃に投稿又は掲載した。

(5) 被告は、平成26年8月19日、板橋区議会区民環境委員会において、別表II番号⑤の「対象記事等」欄記載の発言をした（以下「本件発言」といい、別表IないしIVの全体を併せて「本件各発信」という。）。

(6) 日経記者は、原告を取り材し、平成27年3月25日付け日経ビジネスON LINEの「ホタルの光を取り巻く闇、渦中のA氏を直撃！」と題する記事（以下「本件日経記事」という。）に、①「大熊町の被災者は、板橋区のホ

タルを『希望の光』と思ってくれていた。それがホタル生態環境館の跡地利用に絡む、利権政治によって、失われてしまった。」，②「ホタル生態環境館を取り壊し、跡地に介護老人ホームの建設を目論む会社が板橋区内にある。その会社社長が、区議会議員Kのスポンサーで、そのK議員の手下にM議員がいる。そしてM議員が所属する政党の系列の病院が、介護老人ホームを運営したがっている。跡地に絡む利権を獲得したいK議員とM議員が、私を悪者に仕立て上げて、ホタル生態環境館を廃止に追い込もうと、動いた」，③「またM議員を名誉毀損で訴えた。私を陥れた人たちをやっつけるまで、私はへこたれませんよ」との原告の発言（以下、順に「原告発言①」，「原告発言②」，「原告発言③」といい、これらを併せて「原告各発言」という。）
5
10
15
20
25

を記載した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件各発信が原告に対する名誉毀損に当たるか

(原告の主張)

ア ナノ銀（又は「ナノ純銀」。以下「ナノ銀」で統一する。）について

(ア) 原告は、ナノ銀（10ナノメートル程度からそれ以下の粒子径の銀）による放射能（「放射能」ではなく「放射線（量）」の用例も存するが、以下、当事者がより多く用いている「放射能」で統一する。）の低減効果について研究・発表しているところ、被告は、別表I記載の各記事（以下、全体を「ナノ銀記事」といい、各記事を番号に従い「ナノ銀記事①」の要領でいう。）により、原告の上記研究について、「インチキ」，「ニセ科学」，「トンデモ」，「ダマした」，「犯罪的」，「ウソ」，「詐欺に等しい」，「幼稚な虚言」，「デタラメ」，「バカげた」等（以下、これらを併せて「インチキ等」という。）の表現を用いて言及した。これらの表現は、原告があたかも自分自身が公表している内容が事実に基づかない虚偽であることを認識しながら、世間を騙すため、ナノ銀には

放射能低減効果があるという研究発表を行っているかのような印象や、原告自身の実験結果によってもナノ銀の放射能低減効果が確認できていないにもかかわらず、あえて虚偽の研究発表を行っているかのような印象を与え、原告の社会的評価を低下させた。

5 (イ) また、被告は、ナノ銀記事④の発言を拡散し、同記事①において「残念ながら『信者』以外は誰も確認していません。」と投稿して、原告の研究について、盲目的かつ狂信的に崇拜される宗教家のような印象を与え、原告の社会的評価を低下させた。

イ 累代飼育について

10 被告は、別表Ⅱ「対象記事等」欄記載の各記事（以下、全体を「累代飼育記事」といい、各記事を番号に従い「累代飼育記事①」の要領でいう。）又は本件発言により、同表「摘示事実」欄記載の事実を摘示し、「社会的評価の低下」欄に記載のとおり、原告の社会的評価を低下させた。

ウ 不正行為について

15 被告は、別表Ⅲ「対象記事」欄記載の各記事（以下、全体を「不正行為記事」といい、各記事を番号に従い「不正行為記事①」の要領でいう。）により、同表「摘示事実」欄記載の事実を摘示し、「社会的評価の低下」欄記載のとおり、原告の社会的評価を低下させた。

エ 自己破産の公表について

20 被告は、別表IV記載の各記事を掲載し、原告が自己破産したことを摘示し、原告は社会的信用を損なった。

(被告の主張)

ア 被告による本件各発信は、原告に対する人格攻撃ではなく政治活動そのものであり、原告に対する損害賠償責任を問われる違法が存しない。

25 イ 本件各発信は、原告の社会的評価を低下させるものではない。

(ア) 被告の本件各発信より前に、インターネット上で被告以外の人物が原

告の言説を疑問視し批判していたこと、ホタルの累代飼育の実態がなかったこともナノ銀による放射能除染の効果がないことも明らかになっていたことから、既に原告に対する社会的評価が低下しており、本件各発信によって社会的評価が低下した事実はない。

- 5 (イ) ホタルの累代飼育は実態がなく、特許自体も実態を欠くので、低下する社会的地位がない。
- (ウ) 原告は、別表IV記載の各記事より前の平成24年に発行された雑誌において自己破産していることを公表していたから、原告の自己破産は公知の事実であり、被告の表現行為と損害との間に因果関係がない。

10 (原告の反論)

ア 被告の主張アについて

被告の表現は到底政治活動上の発言ということはできない。

イ 被告の主張イ(ア)について

被告の表現行為の前に原告の社会的評価が低下していたことはないし、仮に社会的評価が既に低下していたとしても、更に社会的地位の低下を招く表現行為を行えば、名誉毀損が成立する。

ウ 被告の主張イ(イ)について

累代飼育や特許に実態があることは、原告の諸論文・長年の記録から明らかである。板橋区のホタル生育数調査においても、ホタルの累代飼育の実態がなかったという結論にはなっていない。

エ 被告の主張イ(ウ)について

被告による自己破産の事実の摘示は、原告自身の事実の公表とは意味合いが異なり、原告の社会的信用をおとしめようという悪意に基づくものであって、実際に原告の社会的信用を毀損するものである。仮に原告自身の公表によって社会的信用が一定程度低下していたとしても、新たな読者に対し自己破産の事実を伝播させ、原告の社会的信用を新たに著しく低下さ

せるものであるから、被告の行為は名誉毀損になる。

- (2) 本件各発信について違法性又は故意過失が阻却されるか
(被告の主張)

ア 公共性

原告は元板橋区職員であり、公務員であった。そして、原告が行つてきたホタル飼育は、原告が板橋区職員として板橋区の事業として行ったものであり、年間で約3700万円の公費を必要とする事業であつて、区政が正当に行われているかという社会の正当な関心事である。また、ホタル館におけるホタルの累代飼育が虚偽であるとの指摘及びホタル飼育事業に付隨して原告が不正を行つていたとの指摘は、同事業を漫然と区の事業として行い税金を利用していたことを批判するものであつて、公共的事項に関する事実である。

イ 公益目的

被告は板橋区議会議員であり、区制や税金の使途等について調査し問題があれば追及すべき立場であつて、被告による本件各発信は原告に対する私怨によるものではなく、板橋区の事業であるホタル飼育事業をめぐる疑惑を解明することを目的としたものである。また、その調査の過程で原告が不正行為により懲戒処分されるに至ったことを知つて原告の不正行為について発言したのであるから、その目的は公益を図ることにあることは明らかである。また、原告は板橋区が運営するホタル館において、ナノ銀による放射能の除染を喧伝していたが、科学的検証に耐え得るものではなかつた。

被告による本件各発信は、ホタル飼育事業を巡る疑惑を解明することを目的とした発言であり、その目的は公益を図ることにある。

ウ 正当な論評

(ア) ナノ銀記事について

被告は、ナノ銀による放射性同位体の半減期の減弱などは科学的検証に耐え得ない言説であることを踏まえ、ナノ銀の放射能低減効果をうたう原告らの言説に対し「インチキ科学」等の評価を行ったものであり、ナノ銀の放射能低減効果なる言説には科学的な裏付けがないという事実を踏まえた合理的な論評をしているにとどまる。原告は、有限会社ルシオラ（以下「ルシオラ」という。）にナノ銀による除染の技術を提供し、ルシオラにおいてナノ銀を使ったろ過セットを福島第一原発事故によって放射能に汚染された地域に販売するなどしており、全く除染効果のないものが効果があるかのように喧伝され商品化されて販売される状況に対して「ニセ科学」等と批判しておくことは正当な目的でなされたものであり、正当な論評として許容される。

(イ) 累代飼育記事について

別表Ⅱの「被告の反論」欄記載のとおり、事実に基づく合理的な論評である。

(ウ) 不正行為記事について

別表Ⅲの「被告の反論」欄記載のとおり、事実に基づく合理的な論評である。

エ 真実性及び真実相当性

(ア) ナノ銀記事について

真実性の証明の対象は、摘示された事実あるいは表現の前提としている事実であるところ、本件で、被告はナノ銀の放射能低減効果が認められないからこそ、原告の言説をインチキ等として表現してきたのであり、真実性の証明の対象は「ナノ銀の放射能低減効果が認められないこと」である。

原告は、ナノ銀が放射性同位体の半減期を約1～2ヶ月程度減弱する効果が存在するなどと主張するが、放射性同位体の原子核は時間の経過

に伴って確率的に放射性崩壊をして他の元素に変化していくのであり、その物質の置かれている環境には影響されないというのが学問的知見であって、原告が主張する実証実験は科学的検証に耐えうるものではない。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原研」という。）が原告からナノ銀の除染効果についての技術相談を受け、平成24年3月頃及び同年5月頃の2回にわたり検証実験を行ったが、放射線量の低減効果は認められなかったことからも、ナノ銀に放射能低減効果がないことは明らかであって、被告の摘示した事実は真実である。

(イ) 累代飼育記事について

別表Ⅱの「被告の反論」欄記載のとおり、真実性又は真実相当性が認められる。

(ウ) 不正行為記事について

別表Ⅲの「被告の反論」欄記載のとおり、真実性又は真実相当性が認められる。

15 (原告の反論)

ア 公益目的

被告によるインチキ等の表現は、論理的反駁というより、原告に対し誹謗中傷・敵意を一方的に表出させているから、本件各発信は専ら公益を図るためにされたとは認められない。

20 イ 正当な論評

(ア) 本件各発信全体について

被告によるインチキ等の表現は、ほとんど人格的な攻撃に及ぶものであって、表現自体相当でない。特に「犯罪」、「詐欺」と論ずることは人身攻撃そのものであり、論評としての域を逸脱している。

25 (イ) 累代飼育記事について

別表Ⅱの「原告の再反論」欄記載のとおり、正当な論評とは認められ

ない。

(ウ) 不正行為記事について

別表Ⅲの「原告の再反論」欄記載のとおり、正当な論評とは認められない。

5 ウ 真実性及び真実相当性

被告は区議会議員であり、被告が特定の人物に否定的な意見表明を行った場合には、一般市民が同様の行為を行った場合と比べて、対象となった人物に対して決定的な打撃を与えることになるから、対象者の名誉を損なうことのないよう、入念な裏付け取材を行うべきである。

10 (ア) ナノ銀記事について

本件において被告が主張立証すべき真実性の対象は、ナノ銀の放射能低減効果が科学的に解明されていないことや、同効果が原告以外の第三者が実施する実験において一般的に認められていないことではなく、原告がナノ銀を使用して実施した実験によっては放射能の低減が確認されなかつたことであり、原告が行った実験結果そのものが虚偽だと被告が証明できない限り、真実性の証明とはならない。

15 (イ) 累代飼育記事について

別表Ⅱの「原告の再反論」欄記載のとおり、真実性・真実相当性は認められない。

20 (ウ) 不正行為記事について

別表Ⅲの「原告の再反論」欄記載のとおり、真実性・真実相当性は認められない。

(3) 原告に生じた損害

(原告の主張)

精神的損害 1000万円

弁護士費用 100万円

25

(被告の主張)

争う。

(4) 本件日経記事に関する原告の行為は被告に対する名誉毀損に当たるか

(被告の主張)

ア 原告は、本件日経記事により、ホタル館の閉鎖は、跡地利用の利権を獲得したいK議員とその手下である被告が、原告を悪者に仕立てて廃館に追い込もうとしたとの事実を摘示し、被告の社会的評価を低下させた。

イ 日経記者に情報提供をする行為それ自体が、取材内容が記事となれば極めて不特定かつ多数の者に伝播するおそれのある雑誌記者に対する発信であることから、名誉毀損に当たり不法行為を構成する。

(原告の主張)

ア 本件日経記事より前に、ホタル館の閉鎖が跡地利用の利権によるものであるとの内容の原告以外の者が記載したブログ記事が現れていたが、被告はこれを意に介することなく、むしろ自らその内容を紹介し拡散しており、社会的信用の失墜ととらえている様子はない。

また、本件日経記事は、被告をイニシャルで記載し、原告の発言をカッコ書きで引用した後に「にわかに信じがたい説明は、さらに続く」と続けており、このような記載方法からは、日経記者が、原告の発言が信用できないとの前提で記事を掲載したことは明らかである。したがって、記事を読んだ一般読者もその内容が真実であると捉える可能性は低く、社会的評価の低下がない。

イ 原告は日経記者に対する情報提供者であるが、情報提供者は、提供した情報を資料とした記事が公表されることによって第三者の社会的評価が低下することがあっても、記事作成者の編集等の行為が介在するので、記事を予見することは困難であり、情報提供行為と第三者の社会的評価の低下との相当因果関係は原則として否定される。また、原告は事実として述べ

たのではなく噂が存在することを伝えたにすぎず、かかる噂があることを伝えられた記者は、その内容の真偽について慎重に取材を行った上で記事にするはずであって、原告としては、日経記者が裏付け取材を行うことを期待して情報提供を行ったのであり、提供した情報がそのまま記事にされるとは考えなかったので、相当因果関係は存在しない。

情報提供者であっても、①あらかじめ出版社と意思を通じた上で取材において第三者の社会的評価を低下させる内容の発言をした等の特段の事情が認められるときや、②取材に対する発言が、取材当時、情報提供者が置かれた立場を考慮してもなお著しく不当であると認められるときには責任を負い得るが、原告はそのいずれにもあたらない。

ウ 被告の主張イについては、記者等に対する情報提供は、出版社による裏付け取材や独自の編集作業による情報の取捨選択等の過程を経て記事が作成されるのであるから、情報提供者において提供したとおりの情報が不特定かつ多数の者に伝播することを予想することはできないし、記者1名に対する情報提供のみをもって伝播可能性があるとはいえない。

(被告の反論)

ア 原告の主張アについて

インターネット上で被告が反論をしたからといって社会的評価が低下していないとはいえない。

イ 原告の主張イについて

情報提供者の行為は原則的に相当因果関係が否定されるものではなく、情報提供により報道されることを期待していたことと、報道されることの蓋然性があれば相当因果関係は認められる。

原告がインタビューを受けた際の状況に照らせば、原告への取材内容は、報道される蓋然性が高く、原告もそれを認識した上で、自らのインタビューに対する回答が記事になることを意図し期待して全く根拠のない虚偽の

事実を情報提供したものである。したがって、原告による情報提供行為と、被告に対する名誉毀損との間には相当因果関係がある。

原告は、本件日経記事だけでなくインターネット上でも、介護老人施設を作る計画があると断定し、そのために自分を懲戒処分にした等と発信しているのであり、単なる噂を流していたにすぎないとはいえない。原告自らの認識として、被告が利権に絡んで原告を悪者に仕立て上げたと述べたと考えられ、原告の情報提供を正当化できる事情もないから、原告の行為は著しく不相当であり、原告主張の例外②に当たる。

(5) 被告に生じた損害

(被告の主張)

①日経記者への情報提供行為自体により、被告の名誉が毀損され、②日経記者が情報提供を受けて記事化する危険性が生じたことにより、被告に損害が生じ、③日経記者が現実に記事化したことにより、被告の損害が拡大したといえ、これら全体で慰謝料500万円及び弁護士費用50万円が被告に発生した損害である。

(原告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提となる事実のほか、後掲各証拠（枝番を全て含む場合には枝番の記載を省略する。以下同じ。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる（なお、被告は、原告が本件第6回口頭弁論期日で行った書証（甲211～218）の提出につき、時機に後れた攻撃防御方法であるとして民事訴訟法157条1項による却下を求めたが、上記提出は時機に後れたものであることは否めないものの、そのために更なる審理をする必要があるとも認められず、訴訟の完結を遅延するとはいえないから、却下は相当でない。）。

(1) ホタル飼育に関する事実関係等

ア 原告は、平成元年7月1日、板橋区の温室植物園でホタル飼育を始め、その後、平成4年に開設されたホタル館において、技能主任の役職でホタル飼育を担当していた（甲201，202）。

イ 板橋区は、平成14年1月23日、発明者を原告とし、発明の名称を「ホタルの累代飼育システム及び方法」とする特許（以下「本件特許」という。）を出願し、平成19年1月12日、特許原簿に登録された（甲7，125）。

板橋区は、本件特許に関し、19か所の民間企業及び6か所の自治体関係から特許実施料として総額1000万円の利益を得た（甲152）。

ウ 原告は、ホタル館でのホタル飼育について、毎年板橋区に上陸確認数及び羽化確認数等を報告していた（甲40，201）が、少なくとも平成7年度の約20万匹を始め、平成5年度から平成9年度までの夜間特別公開時の羽化数は虚偽であった（甲202、原告本人）。また、原告は、その後は毎年2万匹前後の羽化数を報告していたが、板橋区は、原告から報告を受けるのみで、確認調査等は特にしていなかった（甲40，176）。

エ 原告は、平成18年11月6日、他2名と連名で「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」という名称で、在来種クロマルハナバチ（以下「本件ハチ」という。）の、交尾後の新女王蜂が数か月間の休眠に入るのを回避させて飼育することができるという繁殖供給飼育方法を特許出願した（甲53）が、同出願は、平成23年10月5日に拒絶査定を受けた（乙25）。

オ 板橋区議会では、平成21年3月10日の予算審査特別委員会において、委員からホタル館の技術の継承について質問があり、当時のエコポリスセンター所長は、「今は1人の理学博士まで取った職員がほぼ専管的にやっております。あと2人職員がおりますけれども、やはり今は補佐というふうな状況でございます。（中略）これから技術研修については考えて

いく認識でございます。」などと答弁し、平成23年2月16日の区民環境委員会においても後継者に関する質問があつたが、当時の同センター所長は、「現状としまして、ホタル飼育については、非常に高度な技術を要しているということもありまして、なかなか一般の職員がその場に行って飼育に専従するような状況が難しいという状況がここ何年も続いているような状況があります。」と答弁した。また、同年3月17日の予算審査特別委員会においては、資源環境部長が、ホタル飼育技術について、「この技術の習得でございますが、こちら大変複雑かつ繊細な技術でございまして、経験や努力によって得られるとは必ずしも限りません。補助的な作業は可能と考えますけども、今後区職員でこういったものを行うってことは困難ではないかなということが考えられます。」などと答弁し、さらに、同年10月24日の決算調査特別委員会において、当時のエコポリスセンター所長は、「今1人の職員が非常にホタル飼育に関しましてノウハウを有しているということがございまして（中略）どうしてもその職員のノウハウに頼らざるを得ない現状があると。」などと答弁した（甲145）。

以上のとおり、板橋区においては、原告以外にホタル飼育の担い手がおらず、全てを原告に頼っている状況であった。

カ 平成24年度板橋区事務事業評価において、行政評価委員会は、ホタル館について一定の評価を示しながら、施設の老朽化や属人的な能力に依存した施設運営がなされていることから、建替えを契機に廃止を検討されたい、との意見を述べ、区としても「厳しい財政状況及び施設の老朽化に鑑み、廃止の方向を含めた検討を進めること」として休廃止の評価となった（甲55、乙47）。

キ 上記カの行政評価委員会の意見を受け、ホタル館のあり方検討会が設置され、平成25年5月頃から廃止を含めた検討が進んでいた（甲32）。

ク 平成25年8月26日、同月29日、同年9月10日の3回にわたり、

板橋区職員は、受託業者である「むし企画」代表の高久秀雄（以下「高久」という。）の事情聴取を行ったが、高久は、自分は前代表の小船明（以下「小船」という。）を引き継いだだけで詳しいことはわからない、原告の指示でやっているなどと繰り返した（甲135～137）。

ケ 平成26年1月27日、板橋区資源環境部環境課（以下「環境課」という。）は、株式会社自然教育研究センター（以下「本件センター」という。）に委託して、ホタル館でホタル等の生息調査を行った（以下「本件生息調査」ともいう。）。同調査は、調査場所を25cm×25cmの格子状に区画し、ホタルがいる可能性の高い区画において、サイズ25cm×25cm、目合いで0.5mmのサーバーネットを使用した採集によりホタルの総個体数を推定するものであったが、確認できたホタルの幼虫はゲンジボタル2匹のみであり、ホタル館全体の生息個体数は、ゲンジボタル23匹、ハイケボタル0匹と推定された（甲30、乙27、47）。

なお、原告は、上記調査に対し、調査時には7万匹以上のホタルの幼虫がいたのに、調査により殺されて流され、あるいは調査がずさんで発見できなかつたのであるなどと主張し、新聞でも一部報道されたほか、区民環境委員会においても、委員から、やり方が乱暴だった等の批判があり、平成26年6月6日には、再調査を求める陳情が受理された（甲175～177、181、原告本人）。

コ 同年1月30日、板橋区は、受託者が受託業務を履行できないことが明らかであることを理由に、ホタル館におけるビオトープ（実験水路）管理等に係るむし企画との業務委託契約を同年2月1日付けで解除する旨の意思表示をした（甲30）。

サ 同年2月3日、原告は板橋区に退職願を提出した（甲132）。

シ 板橋区は、同月13日、同月28日及び同年3月13日に原告の事情聴取を行った（甲132～134）。

ス 同年2月19日の区民環境委員会において、環境課長は、本件生息調査の結果を報告するとともに、ホタル館にホタルの成虫を持ち込んでいたというような数年前の関係者の証言がある、本件ハチは、ホタル飼育に使用する土の抗菌化のために非常に有効だということで認めていたが、改めて抗菌化についての論文を見せてほしいと求めたところ、秘密で見せられないと拒絶されたために同作用については確認できていない、ハチは売っていないと説明されていたが、4030匹を購入した団体があり、仕入れ総額約1900万円がボランティア団体の方の名義の口座に振り込まれていることがわかった、警察にもろもろ相談している段階である、などと話した（甲176）。

セ 同月20日、東京新聞は本件生息調査の結果と上記スの区の説明等を報じるとともに、原告が同紙の取材に対し、持ち込みはあり得ないと反論していることを報じた（甲179）。

ソ 板橋区は、同年3月4日及び同月5日、ホタル館に勤務する職員2名から事情聴取をしたところ、両名は、ホタル持ち込みの事実を否定した（甲185, 186）。

タ 板橋区は、同年4月1日から、ホタル館でのホタル飼育事業を自治体の業務を多く受託している本件センターに委託した（乙26, 28, 47, 証人紺野）。

チ 同年7月頃、100匹を超えるホタルの生息がホタル館で確認されたことが新聞報道されたが、結局、同年にホタル館で羽化したホタルは合計211匹程度であった（甲182, 183, 乙2）。

ツ 同年9月5日、原告はテレビに出演し、平成7年に報告していた「20万匹」というホタル館でのホタル飼育数（羽化数）について「20万匹というのはウソです」、「当時、板橋区として『数を拡大して言え』というのがあったんです」、「あの施設で20万飛ぶわけはないだろうという部

分は実はある。ただもう記録に残っちゃつてるので、私はだから言わない。今までひと言も誰にも言ったことがなかった。今回初めて自分は暴露した」などと話した（甲3、乙46、弁論の全趣旨）。

テ 板橋区は、タカラバイオ株式会社に対し、ホタル館のホタルのDNA解析を依頼した（以下「本件DNA検査」ともいう。）。同社は、平成26年10月15日付け報告書等で結果を報告し、同結果について、生物学の専門家である鈴木浩文は、検体のゲンジボタル11個体中から5種類のDNA型が見付かったが、福島県を生息地とするホタルのものは見付からなかつた上、原告が主張する「福島県大熊町で1つの石の上に産み付けられた卵を300個採取してホタル館で累代飼育してきた」ことを前提とすると、少なくとも5匹の異なるDNA型を持つ雌5匹が、同じ石の上のコケに卵を産み付け、それを原告が発見して採取したという非現実的な説明となること等から、累代飼育は25代にわたり継続してはいなかつたことになると説明した（乙2、20、45、47）。

ト 板橋区は、平成27年1月、「板橋区ホタル生態環境館のホタル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（報告）」（乙2。以下「乖離報告書」という。）を公表した。

乖離報告書は、本件生息調査で発見された個体数は、せせらぎ（屋内）においてはゲンジボタル2匹、ヘイケボタル0匹、ホタルの幼虫の餌であるカワニナが85匹で、ビオトープ（屋外）においてはゲンジボタル、ヘイケボタル、カワニナとも0匹であったため、ホタル館に生息している推定個体数は、屋内のゲンジボタル23匹、カワニナ963匹と推定され、かかるカワニナの生息数及び施設規模からすれば、一部報道にあった調査前に7万匹が生息していたというのは不自然で不可能であるとしている。

また、本件生息調査時にホタルが流された旨の原告の主張について、サンプリンング中に流されるホタルの幼虫は確認できなかつたし、ピット前の網

の詰まりを清掃した際もカワニナ等がかかっていることは確認されたがホタルの幼虫は確認されなかつたことから、7万匹ものホタルが流されたという事実はなかつたと考えられるとしている。そして、平成26年9月14日現在のホタルの羽化数は、ゲンジボタル64匹、ヘイケボタル147匹の合計211匹であったところ、平成25年度と飼育環境に特段の変化がない中で211匹しか確認できなかつたことは、2万匹のホタルが飼育されていなかつたと考えざるを得ないとした。

また、ホタルの持ち込み疑惑について、従前のホタル飼育等を知る関係者が、ヒアリングにおいて、ホタルは持ち込んでいたのではないか等の質問に対し、「今から数年前は、むし企画が持ってきていた。むし企画代表から『花』という小包が届いた。そこに成虫が入っていたのではないか。」、「ホタルの成虫は、むし企画代表より、宅配業者を使って、品名が『花』として6月初旬、7月初旬に届いた。」と答えた旨、宅配業者に対して調査したところ、むし企画からの品名「花」の配送伝票が見つかり、そのうち一つは、一度「ホタル」と記載された上、二重線で抹消されて「花」と記載されていたものがあった旨が報告されている。そして、「花」はハイゴケであるとの原告の主張に対する疑義が指摘され、本件DNA検査の結果も踏まえ、ホタル館のホタルは、外部から人為的移動により持ち込まれ、累代飼育も行われていなかつたものと考えられる、などと総括されている。

ナ 環境課は、平成28年3月30日、被告の質問に対し、ホタル館における本件ハチの飼育は、同ハチのフェロモンがホタル飼育に有益との説明を原告から受けたため、その限りで認めたものである、平成24年10月31日の決算特別委員会における資源環境部長の「本件ハチによる水や土の浄化に取り組むことにより、それまで利用していたろ過材、または水質調整剤などに頼ることが減り、経費も削減できた」旨の答弁は、事実確認が

されていたか不明であるなどと回答した（乙32）。

二 環境課は、平成29年10月10日、弁護士会照会に対し、ホタルを累代飼育していたとの原告の説明を客観的に裏付ける証拠はなく、少なくとも平成26年にホタル館に存在していたホタル成虫については、「その全てが福島にて捕獲されたホタルの子孫同士のみの交配されたものである」と評価することはできないなどと回答した（乙47）。

5 (2) ナノ銀に関連する事実関係等

ア 原告は、平成23年3月11日の東日本大震災の後、ホタル館の水質保全のろ材の一つとして用いていたナノ銀について、抗菌性や光学的特性などのナノ銀の高い能力との関係で、放射能低減能力もあるかもしれないと思い、ホタル館の敷地の放射能が高いところにナノ銀を散布することとした。そして、ナノ銀コラーゲンを散布して測定器で測ると、線量が下がっていたために、ナノ銀は放射能の減衰に効果があると考えるようになった（甲202、203）。

10 イ 原告は、SNS及び原告のブログに次の投稿をした（弁論の全趣旨）。

(ア) 平成23年3月14日tw「ナノ銀はウイルスや病原性大腸菌群、放射能も分解できます。板橋区ホタル飼育施設には若干ナノ銀があります。被災地に送りたいです。」

(イ) 同年8月7日FB「ナノ銀は放射性物質を凝固してしまい、放射能を封じ込めます。」

(ウ) 同年11月5日FB「銀の特異性は、イオンとなり飛び出しても瞬時に元の姿（金属の状態）に戻ります。（中略）極端に短い周期で大きな電気的振動が発生します。この電気的振動により、放射能のエネルギーを奪い取ります。ガンマ線は電気が無いので、通常の濾材や方法（電気ブレーキ）では食い止めるのは不可能です。ナノ銀の電子に数回か衝突すればガンマ線のエネルギーが消滅します。放射性物質の電気的エネル

ギーとナノ銀粒子の電気的エネルギーが衝突し、エネルギー変換をします。除染はナノ銀を撒いた方が人間にも自然にも良いと思います。ナノ銀は高い放射線量でもエネルギーに変換してしまいます。洋服等やマスク等にナノ銀水溶液を散布すれば放射能やウイルスから身を守る事が出来ます。」、「骨炭にナノ銀を担持する事により効率良く放射能及び放射性物質をエネルギー分解し無害とします。」

(エ) 同月26日ブログ「放射性物質は下がらないというのが世界的に定説ですが、ナノ銀の作用で半減期だと思われる様に速やかに実行出来るのです。」、「放射線もエネルギーですので、エネルギーの強弱はあるものの、短期間で、ナノ銀エネルギーに打ち消されます。」

ウ 原告は、平成23年11月頃、文部科学省を通じて原研に対し、ナノ銀に関する技術照会を行った。原研は、原告が示したデータではメカニズムが不明でその効果が確認できないため、平成24年3月15日、同月16日及び同月22日に第1回の、同年5月23日及び同年6月1日に第2回の検証試験を行ったが、ナノ銀によるセシウムの低減効果は認められなかった（乙18）。

エ 原告は、平成24年3月頃、ナノ銀担持材による放射能軽減効果試験として、他の研究者とともに福島県郡山市及び千葉県柏市で実験を行った（甲14、15）。

オ 原告は、平成24年4月12日、youtubeに、「板橋区ホタル生態環境館阿部博士考案ナノ銀担持工法により、放射能除去に成功しました。使用濾材は放射能は残りません」と注釈をつけた動画を掲載し、ナノ銀を担持させたろ材で汚染水の放射能を除去した後も、ろ材は放射性廃棄物とならないので別の用途に再利用できるなどと語った（乙46）。

カ ルシオラは、平成15年12月、ホタル再生事業のため、原告が博士号を取得した茨城大学における指導教官であった稻垣照美（以下「稻垣教授」

5 という。）を代表取締役として設立され、平成21年以降は深田芳恵（以下「深田」という。）が代表取締役を務めるベンチャー企業であるが、福島第一原発事故後、原告から提供された「ナノ銀による放射能除染技術」を用いた簡易ろ過セット（以下「ナノ銀ろ過セット」という。）の販売を始め、ホタル館や板橋区長その他の政治家に提供するなどした（甲111～114、200、証人深田）。

10 キ ナノ銀に放射能低減効果があるという原告の主張は、週刊誌等で報道され、一部国會議員からも注目されて、平成25年3月6日の参議院本会議では、ナノ銀によるセシウム低減技術について、半減期を著しく短縮させる減弱効果があったとの報告があることを前提とする質問がされたが、文部科学大臣は、原研が関係の大学とともに2度にわたる試験を実施したが、残念ながら指摘のような効果は確認されなかつた旨を答弁した（乙5、44）。

15 ク 原告らは、研究会で、平成25年2月上旬、「ナノスケール純銀担持体の放射性セシウム減弱効果の検証測定」と題し、検証の途上でメカニズムは不明であるが、ナノ銀により放射性セシウムの減弱効果が存在するとの効果を得つつある旨を発表し（甲19），平成26年1月30日、「4—5nm粒径銀粒子による土壤中セシウム放射線低減現象—初期の線量計測定データを中心に—」と題し、自己が測定して得た線量計数値が指数関数的な減衰傾向を示しており、「未解明の低減効果メカニズムの解明に資する貴重なもの」であるなどと発表し（甲20），平成26年7月7日、「4—5nm銀粒子の土壤中の¹³⁴Csと¹³⁷Csおよび加理肥料中の⁴⁰K放射能低減効果」と題し、ナノ銀粒子が⁴⁰K放射能の低減効果も有するという仮説が設定できるなどと発表した（甲21）。

20 ケ ナノ銀に制菌効果があることは広く知られているが、放射能低減効果があるとの主張は、原子核を作る陽子や中性子を結び付けているエネルギー

量は電子の状態が変わることによって起きる化学反応でやり取りされるエネルギー量と6桁の違いがあるため、化学反応によって原子核の壊変に影響を与えることはできない、との既存の科学知識に反するものである（乙22の1、乙42～44、弁論の全趣旨）。

5 (3) イノリー企画関連の事実関係等

ア 平成19年頃からホタル館でボランティアをしていた駒野いづみ（以下「駒野」という。）は、平成21年のホタル館におけるホタル夜間公開の際、イノリー企画なる屋号で事業体を立ち上げ、オリジナルTシャツの販売等を行ったが、イノリー企画はその後は全く活動していなかった（甲80）。

イ 財団法人能登町ふれあい公社（以下「本件公社」という。）は、平成19年から本件ハチの試験飼育に着手し、武蔵野種苗園やホタル館において職員を研修させ、原告から技術指導を受けるなどしており、平成23年度には、冬眠処理された女王蜂を武蔵野種苗園から仕入れ、働き蜂を生ませ育てて製品化する事業を開始予定であったが、平成22年秋頃、武蔵野種苗園がハチ事業から撤退することになったため、女王蜂の仕入先を探す必要が生じた。そして、駒野が武蔵野種苗園においてパートタイムで働いていたことがあったことから、イノリー企画が武蔵野種苗園に代わる候補となつた（甲63～66、68、70、78、79）。

ウ しかし、イノリー企画にはハチ飼育の実績がなかつたため、本件公社における本件ハチの試験飼育の責任者であった田原義昭（以下「田原」という。）は、能登町から補助金を得るためにイノリー企画に本件ハチの飼育に関し実績があるように示す必要があると考え、原告に対し、イノリー企画と原告との業務提携契約書を日付を遡らせて作成するよう依頼し、原告と駒野は、この依頼に応じて、ホタル館とイノリー企画が本件ハチの育成機能及び飼育の一部を業務提携するなどと記載した平成21年7月1

日付け業務提携契約書（以下「21年契約書」という。）を作成し、本件公社に交付した（甲63、乙9、証人田原）。

エ 平成23年4月1日、原告は、「板橋区ホタル生態環境館館長 阿部宣男（丙）」なる名義で、イノリー企画（甲）及び本件公社（乙）との3者間で「売買契約書及び秘密保守契約書」による契約（以下「本件3者契約」という。）を締結した。同契約では、原告及び「原告を含むホタル館」も丙とされ、甲は、ホタル館と業務提携契約を結び知的財産権の取得、運用等を事業目的の一部としている事業主で、上記1(1)エの出願中特許権の一部を譲り受け、本件ハチ等の農業生産現場への商品化を目標としており

10 (1条)、本件公社に対し、本件ハチを農業生産現場において訪花昆虫として商品化を図るため、「甲関連施設（丙内）」で交尾確認済み休眠処理済み女王蜂を販売提供することを約束する（2条）、女王蜂の販売価格は1匹4500円、毎月最低購入数は350匹、生態保証・生態品質検査は丙が行う（3条）などとされている（乙6）。

オ 駒野は、平成23年3月に税務署に提出したイノリー企画の開業届の所在地欄にホタル館の住所と電話番号を記載し（甲80、151）、イノリー企画の名刺にもこの住所と電話番号を記載した上、ホタルのイラストと「阿部組」なるロゴを載せていた（乙37）。ほか、ハチの販売先に請求書を送る際に、原告の承諾を得てホタル館にあったエコポリスセンターの封筒を使うこともあった（甲148）。

(4) 静岡県小山町のホタル再生事業関連の事実関係等

ア 平成23年9月29日、静岡県小山町（以下「小山町」という。）町長らがホタル館を訪れ、小山町でホタル飼育をしたいと原告に相談した。同年10月13日、原告は、深田を伴って小山町を訪れ、現地調査を行った結果、小山町総合文化会館多目的グラウンド脇にある水路を整備することになり、ホタル再生に必要な全ての材料を手配できるとして小山町にルシ

オラを紹介した（甲116の1，2，甲201）。

イ 小山町は、平成24年2月1日、ルシオラに委託料659万4000円でホタル水路整備を業務委託し、ルシオラは、業務代理人を深田、主任技術者を「板橋区ホタル生態環境館館長」の原告とする業務代理人等通知書を小山町に提出した（甲118，120）。なお、ルシオラが小山町に提出した見積書には、特許実施料が（板橋区ではなく）「原告の好意」により発生しない旨が記載されていた（甲200）。

ウ 原告は、平成24年5月10日、「ホタル飛翔に関する事項〔最低五年間〕」と題する小山町宛て書面を作成し、「板橋区と特許に関わる契約が必要となります。小山町とは特例として契約はしてなくても契約しているのと同等若しくは同等以上の環境を構築いたします。」、「小山町がホタルの鑑賞会等を開催する日時等を事前に板橋区ホタル生態環境館に連絡し、ゲンジボタル・ヘイケボタルの成虫等を生態累代が為し得るまで供与する。」などと記載した（甲121）。なお、原告は、平成14年1月以前にホタル再生の相談があったところからは特許実施料を徴収しないこととしており、相談の有無の判断は原告が作成した業務日誌等を見て行っていたと述べている（乙31、原告本人）が、かかる取扱いを明記した書面は存在しない（弁論の全趣旨）。

(5) 原告の懲戒免職に関する事実関係等

ア 板橋区は、平成26年3月28日、原告の下記アないしの行為が地方公務員法32条、33条、35条及び38条に違反するものであるとの理由を記載した処分説明書を交付して、同法29条1項2号及び3号に基づき、原告を懲戒免職とした（前提となる事実(3)、甲31）。

(ア) ホタル館における本件ハチに関する業務提携について、上司に判断を仰がず、また、区の意思決定を経ることなく、権限がないにもかかわらず、平成21年7月1日付けで「板橋区ホタル飼育施設 阿部宣男」と



して、イノリー企画との間で業務提携契約を締結した。

- (イ) 平成23年4月1日付けで「板橋区ホタル生態環境館館長 阿部宣男」としてイノリー企画及び本件公社との間で本件3者契約を締結した。
- (ウ) ホタル館がイノリー企画の実質的な所在地となっており、取引相手からの送付先となっている事実を知りながら、ホタル館でイノリー企画関係者の本件ハチ飼育を認めるなどの便宜を図り、区の本来業務でない上記(ア)及び(イ)の契約に関する本件ハチの生態確認作業を行った。
- (エ) 小山町で施工されたホタル水路整備について、ルシオラを紹介し施工させることにより、ルシオラに利益をもたらした。
- 10 (オ) ルシオラから小山町長宛てに提出された「業務代理人等通知書」には、ルシオラの主任技術者と記載され、水路整備委託に携わった。
- (カ) 上司に判断を仰がず、また、区の意思決定を経ることなく、権限がないにもかかわらず、「板橋区ホタル生態環境館 阿部宣男」として、小山町宛てに「ホタル飛翔に関する事項〔最低五年間〕」を提出し、区に歳入するべき特許実施料の免除を約束した。
- (キ) 区の本来業務ではない鶴岡八幡宮から送られてきたホタルの仕分け作業を同僚の再雇用職員等に指示し行わせた。
- 20 (ク) ホタル館における平成25年12月6日深夜の施錠及び翌7日早朝の解錠、平成26年1月17日深夜の施錠及び翌18日早朝の解錠について、区職員以外の第三者に鍵を渡し、施設の解錠・施錠を依頼した。また、同様の行為を8年ほど前から年数回行っており、その際の取締簿について、自身が解錠・施錠を行ったように装い、虚偽報告を行った。
- (ケ) 環境課からホタル館の取締簿を提出するように要求されていたが、平成25年11月以降の取締簿を提出しなかった。
- 25 イ 平成26年3月22日、原告代理人は板橋区長宛てに意見書を提出し、一連の区の調査等につき「阿部潰し」と非難した(甲30)。

ウ 同年4月3日、原告は記者会見を行い、懲戒処分に反論した（甲31）。

エ 同年6月5日、原告は、板橋区に対し、懲戒免職処分の取消しと慰謝料等550万円の支払を求める訴訟を東京地方裁判所に提起し（甲122），翌6日、これが各新聞で報道されたが、そのうち朝日新聞には、不正行為記事④で被告が引用したとおりの記載が存した（乙10）。

オ 平成29年3月28日、原告と板橋区は、板橋区長が原告の免職の懲戒処分を同月27日付けで取り消す処分を行ったこと及び原告が平成28年3月31日限り定年退職したことを確認し、退職金及び解決金を支払うなどの内容の訴訟上の和解をした（甲194）。

10

(6) 被告の調査等

ア 被告は、平成26年2月3日、ホタル館存続の取組に熱心だった同僚議から、本件生息調査が行われたこと、原告不在の抜き打ち調査として始まり、途中で原告も来たものの、原告を支援するボランティアが区に抗議し、パトカー等が来る混乱があったことなどを聞いた。被告は、元来ホタル館存続のための政策作りができればと考えていたが、少なくとも調査に原告がいないのはおかしいと思い、環境課長を呼び出したところ、代わりに環境部長が説明に来た。同人は、本件生息調査の切っ掛けはホタル持ち込み疑惑の解明であること、調査の結果、幼虫が2匹しか見付からず、推計値でも23匹にしかならないこと、警察にも相談していること、調査後に原告をホタル館から本庁に異動させたこと等を説明した（乙46）。

15

イ 被告は、平成26年2月、ホタル館の生息調査の再調査を求めて陳情に来た駒野から名刺を受け取ったが、同名刺は、ホタル館の住所及び電話番号や「阿部組」のロゴが記載されたものであった（乙46）。

ウ 被告は、上記(1)スの委員会には出席しなかったが、同会に出席した区議から、ホタル館で飼育していたハチが販売されていた事実が明らかになつた等の報告を受けた（乙46）。

25

エ 被告は、平成26年2月24日の幹事長会において、超党派でホタル館問題を解明するための100条委員会の設置を提案し、同年3月3日、ホタル飼育の実態（実際に数万匹のホタルが飼育されていたのか否か、「成虫持ち込み」証言が真実か否か等）、福島県いわき市のホタルプロジェクト、ホタル館における本件ハチの飼育、原告が主張するナノ銀による放射能除染等を調査項目案として提出したが、同月24日の幹事長会では消極論が多数を占め、設置に至らなかった（乙46）。

オ 被告は、同月5日、ホタル館を視察調査に訪れ、小船からホタル館宛てにカワニナが発送されていた伝票を発見し、カワニナもホタル館で飼育しているとの従前の原告の報告が嘘だったと感じた。また、本件センターの職員から、水槽の管理がほとんどされておらず、カメが皮膚病にかかっていたなどと聞き、昆虫施設であるにもかかわらず大量の蚊取り線香や虫よけスプレーの在庫があることなどを見て、飼育業務が適切に行われていなかつたと思った（乙46、49）。

カ 被告は、同月7日の板橋区議会本会議において、原告が著書やブログなどで、ホタル館では全国23か所のホタルを預かり、遺伝子が交雑しないように飼育しているなどと説明していることを指摘した上、板橋区ではそのような説明を事実と認めているのかと質問したのに対し、区長は、ホタル館は他自治体や団体のホタルの幼虫を預かり、その方たちに代わって飼育する施設ではないと答弁した（乙35）。

キ 被告は、同月8日、むし企画前代表の小船を訪ねたが、同人は既に死亡していた。小船宅は、水槽が捨ててあつたり酸素ボンベが倒れていたりしていて、何かの生き物を飼っていた形跡は見られたが空き家であり、被告が電話帳で親戚を調べて尋ねたところ、小船は生前ホタルを飼育していたとの話があった（乙46、被告本人）。

ク 被告は、同月13日、小船からむし企画を引き継いだ高久を訪れ、話を

聞いたが、高久は、仕事は現場と原告に任せているなどと話したことなどから、ホタル館やホタル飼育について知識がないと感じた。被告は、当初はホタルを秘密裏にホタル館に持ち込むことは不可能であると考えていたが、上記才のホタル館視察、上記キの小船宅訪問及び高久との上記面談等により、むし企画を通じてであればホタルを秘密裏に持ち込むことが可能だと考えるようになった（乙46）。

ケ 被告は、原告の著書「ホタルよ、福島にふたたび」（以下「原告著書」という。）を読み、本件特許について、原告は使用ごとに報酬を受けてい10るのに、「私は公務員ですから、もちろん給料以外の報酬はありません」とある等、事実と違うことが多く書かれていると思った（乙46）。

コ 被告は、上記(5)エの平成26年6月6日付け朝日新聞を読み、「訴状では『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は2010年夏で、阿部さん15が業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しない、などと主張した。阿部さんはこの日の会見で『区の主張はすべて事実に基づかないため、提訴した』と話した。」と記載されていたため、記者から渡された配付資料中の21年契約書を確認したところ、その作成日付は平成21年7月1日であったので、板橋区の説明には矛盾がないと考えた（乙46）。

サ 平成26年7月15日、被告は原告と面談し、原告は、被告に対し、ホタル館で3万や4万のホタルを飼育することは不可能に近い、本件生息調査の際にホタルの死骸が見つからなかったのは、ホタルにバクテリアがついて溶けてしまうためである、などと述べた（甲205）。

シ 被告は、同年8月4日、上記面談で質問できなかった点について原告に質問状を送ったが、原告から返事はなかった（乙46）。

ス 被告は、同年9月5日に放映された上記(1)ツのテレビ番組を視聴し、原

告が嘘を認めたのだと思った（甲1，乙46）。

セ 能登町議会は、平成28年5月12日、被告からの照会に対し、本件3者契約1条に記載された「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」が特許庁により平成23年6月1日付けで拒絶理由通知書が出され、同年10月5日に拒絶査定を受けた事実及び同契約の契約書に添付されたイノリ一企画と原告との21年契約書が虚偽であった事実は、いずれも認識していなかったと回答した（乙33）。

(7) 本件日経記事に関連する事実関係等

ア 平成26年3月31日、「日本共産党・民青同盟悪魔の辞典+キンピー問題笑える查問録音公開中」と題するブログにおいて、「ある種の建設利権問題で板橋区議会の自民党と共産党が共闘し、その妨げになる施設の責任者を『懲戒免職』に追い込む策謀がされたとの確証をつかみました。どうも免職された側は法的措置も検討しているようですが（中略）共産党区議団及び松崎区議の悪質性があらわにできそななら、同志管理人と相談して取り上げてもらうようにしたいと思います。板橋の自民、共産が邪魔者扱いする施設は、練馬区の共産党員や支持者も協力して実現した自然保護研究機関なんですが、それよりも儲かるもの優先なのが松崎らの本心なようです。板橋共産党は、昔から自民とつるんで利権に走るクセがありましたよ。」との投稿がされた（甲35）。

イ 被告は、同年5月11日、上記アの投稿を自らのFBに取り上げ、「真夜中にこんな書き込みを見つけました。…私が『ある種の建設利権問題で板橋区議会の自民党と』共闘しているそうです（自民党さんゴメンナサイ）。『松崎区議の悪質性があらわにできそななら』とおっしゃっていますが、会いに来られればすぐにあらわになります。」とコメントした（甲36）。

ウ 上記アのブログの管理人は、同年6月6日、上記イの被告FBの記事を

取り上げる記事を掲載したが、同日、同記事に対し、「板橋のホタル館の隣には、区が管理していると見られる数百坪の空き地がある。ホタル館を潰して、医療介護サービス付高齢者住宅か特養をつくろうという話が自民区議周辺でささやかれている。(中略) ここに板橋区では菊田区議をはじめとする自民区議団と松崎区議ら日本共産党区議団の利権追求上の共闘が現れた。」とのコメントがされた(甲37)。

エ 同月26日、被告は、上記ウのコメントを自らのFBで取り上げ、「『松崎いたる』という区議会議員は、そういう『フル』のようですので、みなさま、お気をつけください。」とコメントした(甲38)。

オ 同年12月22日、原告は、FBに「現在のホタル生態環境館の土地に介護老人施設を作る計画が板橋区行政内で出来上がっています。ただ単にホタル館廃止となれば区民や多くの日本のホタルファンから抗議が来ることを察し、私を懲戒免職にすれば誰もが納得し、幼虫も少ないと公に公表することで社会的に抹殺し、彼らは高笑いで酒を飲むはずでした。」と投稿した(乙24)。

カ 平成27年2月6日、日経記者は原告を取材した(甲204)。

キ 同年3月25日、本件日経記事が掲載された(前提となる事実(6))。

ク 同年9月6日、被告は、自らのブログで本件日経記事を取り上げた(甲39)。

2 本件各発信が原告に対する名誉毀損に当たるか(争点(1))について

- (1) ある記事がいかなる事実を摘示しているかについては、一般読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきである(最高裁昭和29年(オ)第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁)ところ、ある記事を読む一般の読者は、通常当該記事のうち名誉毀損の成否が問題となっている記載部分のみを取り出して読むわけではなく、記事全体及び記事の前後の文脈から当該記事の意味内容を認識又は理解するものである

5

10

15

20

と考えられるから、ある記事がいかなる意味内容の事実摘示又は論評を含むものであるか、それが他人の社会的評価を低下させるものであるかについては、名誉毀損の成否が問題とされている記載部分の内容のみから判断するのではなく、当該記載の記事全体における位置付けや表現方法又は態様、前後の文脈等を総合して判断するのが相当である。そして、本件では、SNS上での表現が多数問題とされているところ、これらの表現は、SNSという媒体の性質上、個別の記事だけではその意味するところが必ずしも明確といい難いものもあるが、それは当該記事より以前に掲載された記事の内容を踏まえたものであり、また、異なる表現者によるものを含め、同趣旨ないし類似の趣旨の記事が繰り返し掲載されていることも少なくないから、一般の読者としては、個々の記事だけではなく、前後を含めた一連の記事で意味内容を認識又は理解するものであると考えられる。したがって、SNS上の記事については、前後を含めた一連の記事全体における当該記事の位置付けや前後の記事との脈絡等を踏まえて判断するのが相当である。

また、表現が事実の摘示であるか意見ないし論評の表明であるかについては、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は默示的に主張するものと理解されるときは、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当であり、上記のような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するというべきである（最高裁平成6年(才)第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁、同平成15年(受)第1793号、第1794号同16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615頁参照）。

(2) ナノ銀記事について

25

ア 原告は、ナノ銀記事において被告が用いたインチキ等の表現は、あたかも原告が自己が公表している内容が事実に基づかない虚偽であることを認

識しながら、世間を騙すため、ナノ銀に放射能低減効果があるという研究発表を行っているかのような印象や、原告自身の実験結果によてもナノ銀の放射能低減効果が確認できていないにもかかわらず、あえて虚偽の研究発表を行っているかのような印象を与えると主張する。

5 しかしながら、原告が挙げるインチキ等の表現は、ナノ銀には放射能低減効果がない、ナノ銀で放射能は消せないという趣旨の表現を被告が繰り返している中の一部であり、そのうち「インチキ」、「ニセ科学」、「トンデモ」、「幼稚」、「データラメ」、「バカげた」との表現は、対象に対する被告の主観的評価としての酷評であることがそれ自体から明らかであるし、「犯罪的」や「詐欺に等しい」との表現も、酷評の一つとして犯罪や詐欺にたとえるものであると読み取ることができる。これに対し、「ウソ」、「ダマした」、「虚言」等の表現は、その本来の用法としては、虚偽であることを認識しながらあえて虚偽の事実を告げる場合の表現であるが、表現者により、また、表現場面によって、そのような主観的認識までは含まず、単にある事柄を正しいとする主張が客観的に誤っていると指摘あるいは批判・非難する場合にも用いられることがある（例えば「常識のウソ」など）ことは公知の事実である上、本件においては、「信じてきたものを、インチキと認めるには時間と勇気を必要とする」（ナノ銀記事③）、「インチキを信じて拡げようとする行為は『犯罪的』です」（同②）、「非科学的な妄想に基づく『実験』『研究』」（同③）等の、原告自身はナノ銀に放射能低減効果があると信じていることを前提としているような表現も少なからず存し、被告の一連の表現からは、被告が問題としているのはナノ銀に放射能低減効果がないことや同効果があるとする主張の非科学性であって、原告が同効果を信じているかどうかでないことは十分に読み取れるといえるから、上記「ウソ」等の表現も、ナノ銀に放射能低減効果がないことを原告が認識しているとまで読み取られることはなく、

他の表現と同様に、ナノ銀に放射能低減効果があるとする原告の主張や同効果を実証したとする原告の実験を強く否定する趣旨のものにとどまる

と理解される。

したがって、一般読者の普通の注意と読み方でナノ銀記事を読めば、原告が虚偽であることを認識しながらあえて虚偽の研究発表を行った事実を摘示していると読み取られることはないと見える。⁵

また、原告は、ナノ銀記事が「原告自身の実験結果によってもナノ銀の放射能低減効果が確認できていないとの印象を与える」から、原告の社会的評価を低下させるとも主張する。しかしながら、そもそもナノ銀記事①は、原告が行った放射能除染に成功したと称する作業を撮影した動画を引用してこれを「インチキまがいのこと」と評したものであるし、同②には「追試するにも、まともな実験自体されていない。」との記述に加え、原告が引用する記述の間には、「バカげた『実験』だから、『数字』も『データ』も出てくるわけがありません。」との記述が存し（甲1-42頁），同④には「インチキ実験」との表現が、同③には「非科学的な妄想にもとづく『実験』」との表現が存するのであって、一般読者がこれらの表現を「原告が行った実験でも放射能低減効果が確認できていない（あるいは放射能低減効果はないという結果が出ている）のに原告がそれと異なる結果が出たと吹聴している」と理解するなどとはおよそ考えられない。そもそも一般読者にとって、ナノ銀の放射能低減効果なるものが認められるかどうかが関心事なのであり、それが認められない理由が、原告が行ったと主張する実験は実際に行われたものの科学的な正確性を欠くために根拠とならないためなのか、それとも原告が行った実験では主張と異なる結果が得られている（あるいは実際には実験自体を行っていない）にもかかわらず異なることを主張しているのか、などといったことは関心事ではないといえるし、あえて「実験」に関して読み取ろうとする読者を想定するな¹⁰
¹⁵
²⁰
²⁵

らば、被告の立場は、原告が行った「実験」なるものは科学的信頼性に欠けるから、その結果として放射能低減効果が示されたかのような結果が得られているとしても、それは真実ナノ銀に放射能低減効果があることを示すものではないというものであると理解するといえる。

イ そうすると、ナノ銀記事は、ナノ銀に放射能低減効果があるとの言説が科学的根拠を欠いており、ナノ銀には同効果が認められないことを前提として、同効果が存在するとする原告の言説に対してインチキ等という意見ないし論評を加えたものといえる。そして、単に原告の主張や立場に対する反対意見を述べるにすぎない場合は、必ずしも原告の社会的評価を低下させるとはいえないが、ナノ銀記事における被告の表現はそのようなものにとどまらず、原告が全く根拠のないものを世紀の大発見であるかのように吹聴して社会に害毒をまき散らしているような印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させるといえる。

なお、原告は、ナノ銀記事④の拡散及び同⑪の発言が、原告の研究について、盲目的かつ狂信的に崇拜される宗教家のような印象を与え、原告の社会的評価を低下させたとも主張するが、これらの記事も他のナノ銀記事と同様にナノ銀に放射能低減効果が認められないことを摘示し、原告の言説に酷評を加えたものにほかならず、他の記事と異なる具体的事実を摘示したものとは認められない。

20 (3) 累代飼育記事及び本件発言について

ア 累代飼育記事①、④及び⑥ないし⑫並びに本件発言について

原告は、累代飼育記事①及び⑥ないし⑩はホタル館においてはホタルの飼育が行われていなかったという事実を、同④はホタル館のせせらぎにおいてはホタルの人工飼育が行われていなかったという事実を、本件発言はホタルの累代飼育が行われていなかったという事実を、同⑪及び⑫はホタルの累代飼育が25年間の全期間にわたって行われていなかったという事

実を、それぞれ掲示したものであると主張する。

しかしながら、これらのうち、累代飼育記事①、⑥、⑨、⑩及び⑪で用いられている「ウソ」という表現並びに本件発言及び累代飼育記事⑩で用いられている「だまされた」という表現は、ホタル館におけるホタルの飼育に関する原告の説明に虚偽があったという趣旨に理解されるところ、原告の説明は「ホタル館では平成元年以降間断なくホタルの累代飼育を行ってきた」というものである（前記第2の2(2)）から、上記表現が掲示しているのは、上記説明が虚偽であること、換言すれば「ホタル館で25年間にわたりホタルの累代飼育が続けられていたということは事実でない」ことであって、ホタル館で「ホタルの飼育が全く行われていなかった」ことや「1代たりとも累代飼育が行われていなかった」ことではないということができる。加えて、上記の累代飼育記事はいずれもF.Bにおける記事であり、ある記事がいかなる事実を掲示しているかについては、当該記事の前後を含めた一連の記事全体を踏まえて判断するのが相当である（上記(1)）ところ、被告がF.Bに投稿した記事には、「25年のすべてで『偽装』がおこなわれていたとは思いません」（甲1-85頁）といったものも存するから、原告がホタル飼育を全く行っていたと被告が考えているわけではないことは一層明らかであって、これらの表現に接した一般読者が、ホタル館でのホタルの飼育が全く行われていなかったとまで読み取ることはないといえる。また、原告は、累代飼育記事⑪及び⑫は、累代飼育が25年間の全期間にわたってなされておらず、持ち込み飼育であった事実を掲示していると主張するが、これらの記事についても、25年間にわたり累代飼育を行ってきた旨の原告の主張に対して「ウソ」、「偽装」と批判するものと解されるし、「実際には飼育せず、よそから持ち込んだ別のホタルを見せていた」との記載も、現実にホタル館では毎年多数の来場者を集めてホタルの夜間公開を行っていたこと（前記第2の2(2)）を前提とし

て、累代飼育を否定することの裏返しとして指摘しているものと解され、全期間あるいは全世代にわたってホタルの持ち込みが行われたと断定しているとまで読み取られることはないと見える。さらに、累代飼育記事⑦は、原告が主張するホタルの飼育実態に疑惑がある旨の、同⑧は、原告が主張する業績等に関して客観的な裏付け証拠がない旨の指摘にとどまり、ホタル館でホタルの飼育が行われていなかった事実を掲示したものと読まれることはない。

他方、累代飼育記事④中には、「私は、最初からホタル館のせせらぎでは人工飼育していなかったという立場ですので」との、その部分だけを読めば飼育を全否定するかのような表現が存する。しかしながら、同記事は、原告が2万匹の飼育を報告していたホタル館のホタルが100匹ほどしか確認されていないことについて、本件生息調査によってホタルが殺されたのである旨の原告の主張を支持ないし擁護する複数名と被告とが約3日間にわたり論争した際に、殺されたというなら最大の証拠は死骸であり、最低でも2万匹以上の大量のものであるのに、それを見付けようともしないで殺されたというのは不自然すぎる旨の被告の指摘に対し、ホタル館に行き、ふ化幼虫に触ってみてどんなに弱いか、殺してみて死骸が何日残っているかを実験してはどうかとの、いささか挑発的ともいえる投稿があり、これに反応して被告が行った投稿である（甲1-24～26頁）。したがって、上記部分の「最初から」というのは、この論争における出発点からという趣旨に理解されるし、上記部分に続けて「『殺された』と主張している人たちが立証すべきことだと思います。現時点で明らかになっている事実は、2万匹を成虫にするような飼育実態はなかったことを示唆しています。」とあることにも照らせば、累代飼育記事④の全体の意味は、「これまでに明らかになった情報からは2万匹を成虫にしている旨の原告の主張が虚偽であったことがうかがわれる所以であるから、『2万匹以上のホタ

ルが殺された』旨の原告の主張が実際に幼虫に触ったり殺したりすることで立証できるのであれば、それは原告の主張を支持する立場の者がすべきである」旨を主張するものであると解され、したがって、上記部分もホタルの人工飼育が全くされていなかったと断定する趣旨に読み取られることはないといえる。⁵

以上のとおり、累代飼育記事①、④及び⑥ないし⑫並びに本件発言はホタル館においてホタルの飼育が全く行われていなかったとの事実を摘示したものである旨の原告の主張は採用できず、これらは25年間間断なくホタルを累代飼育したとの原告の説明に疑惑ないし虚偽があるとの事実を摘示したものと解されるが、そうであっても、これらの記事が、極めて困難なホタルの長期間にわたる累代飼育に成功したホタル飼育の第一人者であるとされていた原告（前記第2の2(2)）の飼育実績に疑惑ないし虚偽があるとするものであるから、原告の社会的評価を低下させるものであることは明らかである。¹⁰

イ 累代飼育記事②について

累代飼育記事②は、平成26年6月6日の板橋区議会本会議でのホタル館をめぐる疑惑に関する被告の一般質問をブログに掲載したもの一部である（甲3）が、質問全体の趣旨は、ホタル館におけるホタル飼育に関する疑惑の解明及び調査の必要性を訴えるものであり、原告が名誉毀損とする箇所は、ホタル館へのホタルの持ち込みについての調査を求める理由の説明の中で、原告が多くのウソを言ってきたとし、その一例として、「本件ハチのフェロモンに抗菌作用があり、ホタルと共生関係がある」との話には何の学術的根拠もない旨を指摘している部分である。そして、上記ブログには、上記部分に続けて、本件特許の特許実施料には免除規定がないのに免除できると偽って勝手に契約している、平成24年6月のいわき市でのホタル放流のイベントに福島県と大熊町から助成金が出たが、これは¹⁵²⁰²⁵

原告が「ホタルは0.5マイクロシーベルトの放射能で光らなくなる自然のガイガーカウンター」と吹聴したことが切っ掛けであるところ、原告の主張はまともな実験もなく、証拠写真もねつ造されたものであった、原告は、福島第一原発事故の直後から「ナノ銀で除染ができる、放射能を低減できる」などと主張しているが、ホタル館で放射性物質を扱うこと自体違法で実験は不可能であり、これも分子レベルと原子レベルをごっちゃにした非科学的な妄言である、これほどの虚言を繰り返してきた人物がホタル飼育についてだけは本当であるというのが疑わしいことは当然であり、だからこそ徹底的に調査をつくすべきである旨が述べられている（甲3）。

したがって、累代飼育記事②中の「多くのウソ」とは、本件ハチのフェロモンの作用、本件特許の特許実施料の免除、ホタルの発光と放射能との関係及びナノ銀の放射能低減効果に関する原告の主張を指しており、同記事の前後を併せた被告の質問全体の趣旨は、原告の上記各主張のいかがわしさが原告のホタル飼育に関する説明にも疑念を生じさせるとして、ホタル館におけるホタル飼育の実態に関する調査の必要性を訴えるものであると理解される。

そうすると、累代飼育記事②は、上記アの記事やナノ銀記事と同様の趣旨で、原告の社会的評価を低下させるものであるといえる。

ウ 累代飼育記事③について

累代飼育記事③は、被告が、原告の著書を読んだという第三者の投稿を引用して発言したものであるから、原告の指導教授が設立したホタルのせせらぎを製作する会社に原告が利益供与していたことを摘示するものといえ、公務員たる原告が自己の職務に関連して知人に利益供与したとの内容であるから、原告の社会的評価を低下させるといえる。

なお、原告は、被告が原告の博士論文の内容の「あまりのひどさ」を強調したとも主張しているが、論文の酷評が直ちに損害賠償をもって償われ

るべき不法行為になるとはいえないから、上記主張は採用できない。

(4) 不正行為記事について

ア 不正行為記事①について

不正行為記事①は、「館長」は通称にすぎず板橋区にホタル館「館長」というポストではなく、原告には板橋区を代表して他団体と契約できる権限がないのに、原告が「板橋区ホタル生態環境館館長」として本件公社との契約に捺印したとの事実を摘示し、これを「まるで、詐欺」と論評しているものであり、公務員である原告が権限を逸脱する行為を行った事実を摘示して犯罪にたとえているものであるから、原告の社会的評価を低下させるといえる。
10

なお、原告は、不正行為記事①が詐欺に当たる犯罪行為を行った事実を摘示していると主張するが、「これでは、『無実の証拠』どころか『犯罪の証拠』です。」「まるで、詐欺です。」といった比喩的な表現ぶりや前後の文脈に照らせば、これらの表現は、原告の行為を犯罪にたとえて強い否定的評価を加えているものと解され、具体的な詐欺（犯罪）行為を行った事実を摘示するものとはいえない。

イ 不正行為記事②について

不正行為記事②は、原告が特定業者に便宜を供与し不正を行った事実を摘示するものと解され（別表Ⅲの原告の主張どおり），これが原告の社会的評価を低下させることは明らかである。
20

ウ 不正行為記事③について

不正行為記事③は、当該記述に続けて「現地のホタルをホタル館で預かり飼育しているとされる件」として9例（うち5例は鶴岡八幡宮であるから、施設は5か所），「ホタル館からホタル又はカワニナを提供している件」として5例を列挙している（甲1-54～56頁）から、これら列挙されている飼育や提供は板橋区が公認しておらず、原告の独断によるもの
25

であるとの事実を摘示しているといえ、原告が主張するように、原告が関わった板橋区による他団体でのホタル再生事業が、上記列挙にないものを含めて全て原告の独断によるものであるとまで読まれることはない。

上記摘示事実は、原告が板橋区の適正な手続を経ることなく上記の飼育や提供を行ったとするものであるから、原告の社会的評価を低下させるといえる。

エ 不正行為記事④について

不正行為記事④は、原告による上記1(5)エの訴訟提起に際し、原告が平成21年7月にはイノリー企画は存在しないと主張したと新聞報道されたことについて、被告が、21年契約書は原告自身が配布した資料であることを指摘した上、上記主張が正しいなら原告が契約書の日付を偽装し、能登町を欺いたことも疑われるとの意見を述べたものといえる。

原告は、原告が21年契約書の日付を偽造し、能登町を欺いたとの事実を摘示していると主張するが、同記事は原告の主張を摘示した上、仮にそういうあれば能登町を欺き、契約書の日付を偽装したことも疑われると述べて、原告の言い分に全体として疑問を呈しているものであるから、原告の主張は採用できない。

もっとも、板橋区議会議員である被告が上記のような意見を述べていることは、これによる原告の社会的評価の低下は否定できない。

(5) 自己破産の公表について

別表IVの各記事は、直接的には原告が自ら自己破産したと述べていることを指摘しているのみであるが、一般読者の普通の読み方によれば、これらの記事から原告が自己破産したという事実を読み取るといえるから、原告が自己破産した事実が摘示されているといえる。また、別表IV番号②の記事は、原告が環境回復に役立てたいとの思いから自腹で除染実験に取り組んだとの投稿に対して、「自腹」に疑問を呈する趣旨で自己破産の事実を摘示して

いるものである（甲141の2）から、原告に対する否定的な印象を与えることは否めない。しかし、自己破産したこと自体は、法定の正当な手続をとったまでであるから社会的評価を低下させる程度は大きいとはいえないし、これらの記載の趣旨も、原告の実験の原資に関して原告自身の主張を根拠に懐疑的な見方を提示しているにすぎないから、かかる意見の持ち主がいるという以上に社会的評価が低下するとはいえない。そうすると、これらの記事によって、不法行為法上違法と評価される程度の原告の社会的評価の低下を生じさせると認めることまではできないというべきである。

3 本件各発信について違法性又は故意過失が阻却されるか（争点(2)）について

10 上記2(5)のとおり、自己破産の事実の公表は名誉毀損に当たらないから、以下、その余の本件各発信による名誉毀損につき検討する。なお、原告が累代飼育記事として挙げている記事中には、ナノ銀記事や不正行為記事の内容と重なる部分が存するので、ナノ銀記事、不正行為記事、累代飼育記事の順で検討することとする。

(1) 事実を摘示しての名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和37年(オ)第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和56年(オ)第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。

一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実

が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠く（最高裁昭和55年(才)第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年(才)第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照）。そして、仮に意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において同事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁平成6年(才)第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁）。

10

(2) 公共性について

15

原告は元板橋区職員であり、累代飼育記事及び不正行為記事は原告が板橋区の事業として携わっていたホタル館でのホタル飼育等に関するものであるから、公務員の職務に関連するものであって、公共の利害に関する事実であることは明らかである。またナノ銀記事は、ナノ銀に放射能低減効果がある旨の原告の主張の真実性や科学的価値に関する批判であるところ、放射能低減効果の有無についての議論は社会の正当な関心事であるし、一般に科学的知見の真実性については公衆の批判にさらすことが科学の発展に資して公共の利益の増進に役立つものといえること、ナノ銀ろ過セットがホタル館でも取り扱われており（上記1(2)カ）、板橋区の公共施設との関連性も認められることから、ナノ銀記事についても公共性が認められるといえる。

20

(3) 公益目的について

上記(2)のとおり、ナノ銀記事・累代飼育記事・不正行為記事はいずれも公共性のある事柄に関する表現であって、専ら公益を図る目的であると認められる。

25

原告は、本件各発信は、そこで用いられているインチキ等の表現に照らせば、原告に対する誹謗中傷であって公益を図る目的ではないと主張するこ

ろ、確かに、本件各発信中には、そのような表現をあえて選択する者の品性に関して否定的印象を抱かざるを得ないような表現が見られることは否定し難いものの、被告はもともと超党派でホタル館問題を解明するための100条委員会の設置を提案したが採用されなかつたのであり（上記1(6)エ）、区議会議員として区政に関する疑惑の追及を目的とする姿勢自体は一貫しているといえ、かかる目的を離れた原告に対する個人攻撃の意図までは認められないから、公共性のある事柄に対する批判、論評を主題としているものとして、公益目的は否定されない。

5 (4) 真実性、真実相当性等について

10 ア ナノ銀記事について

ナノ銀に放射能低減効果があるとの主張は既存の科学の知識に反するものであること（上記1(2)ケ）、原告らの研究においてもメカニズムが不明であるとされ（甲19-11頁）、原研による検証試験ではかかる低減効果は認められなかつたこと（上記1(2)ウ、キ）等の証拠により認められる事実並びに真実性の証明の対象に関する原告の主張を含めた弁論の全趣旨によれば、ナノ銀に放射能低減効果がないことについては、名譽毀損訴訟における違法性阻却事由たる真実性が認められるというべきである。

20 原告は、被告が主張立証すべき真実性の対象は上記とは異なり、原告がナノ銀を使用して実施した実験によっては放射能の低減が確認されなかつたことであるから、原告が行った実験結果そのものを虚偽だと被告が証明できない限り、真実性の証明とはならないなどと主張するが、「ナノ銀記事が原告自身の実験結果によつてもナノ銀の放射能低減効果が確認できていないとの印象を与える」との主張が採用できないことは上記2(2)アで説示したとおりであるから、真実性の証明の対象に関する上記主張もまた、これを採用することはできない。付言すると、ナノ銀には放射能低減効果がないことが真実であるのに、誤った手法による実験を誤りに気付か

ずに行い、その結果から上記効果があると思い込んでその旨を社会に向けて発信しているという場合を想定すると、社会にとって重要なのはそのような発信の客観的な誤りを知ることであって、上記実験自体は価値がないものというほかはないから、かかる観点からも、原告の言説の虚偽性ではなく原告が行った実験結果そのものの虚偽性の証明を求める原告の主張は、到底採用することができないというべきである。

また、ナノ銀の放射能低減効果についてインチキ等と評することについては、辛辣というほかない酷評であり、区議会議員という公職にある被告が選択する表現としては褒められるものでないとしても、被告が論評の対象としている原告の言説が扱っているのは、放射能という高度の危険性を有するものであって、誤った内容を断定して流布すれば、公衆に及ぼす危険は甚大なものとなるところ、原告はナノ銀に放射能低減効果があることを断定するかのような発信を繰り返し（上記1(2)イ、オ）、原告が提供した「ナノ銀による放射能除染技術」を用いたナノ銀ろ過セットが政治家らに配られるとともにルシオラで販売され、参議院本会議でもナノ銀に放射能低減効果があるとの報告の存在を前提とする質問がされるなど、一定の層から支持・期待されていた（上記1(2)カ、キ）等、その社会的影響力も無視できないものであったことを考慮すれば、これに対する批判や反対意見が相当程度強い表現になることはやむを得なかつたというべきである。そして、ナノ銀記事の趣旨はナノ銀の放射能低減効果なる主張の虚偽性・非科学性を批判することにあると認められ、これを超えて原告に対する人身攻撃に及ぶものとは認められないから、正当な論評として許容され、違法性は阻却されるといえる。

イ 不正行為記事について

（ア）不正行為記事①について

不正行為記事①の摘示事実である、原告には板橋区を代表して他団体

と契約できる権限がないこと、板橋区にホタル館「館長」というポストはなく、「館長」は通称にすぎないこと、にもかかわらず、原告が「板橋区ホタル生態環境館館長」として、本件公社らとの契約である本件3者契約に捺印していることがいずれも真実であることは、上述のところから明らかである。
5

また、原告は、本件3者契約の契約書は能登町から請われて上司の了解の下に作成したものであるなどと主張し、その旨を供述しているが、原告の上司であった川平和彦は、原告からは相談も報告も一切なかつたと強く否定している（甲155、乙36）上、そもそも上記契約書に押印されたのは板橋区の公印ではなく原告の私印であり、本件公社の田原は、本件公社としては同契約の当事者は板橋区ではなく原告個人であると認識していたと供述している（証人田原7頁）のであって、このように板橋区を当事者と見るには形式的にも奇妙といわざるを得ない契約書が板橋区のしかるべき権限のある者の了解の下に作成されたとは考え難く、上記1(5)ア(イ)のとおり、板橋区が本件3者契約の締結を懲戒処分理由の一つに挙げていること等にも照らせば、原告が、上司の判断を仰がず、区の意思決定を経ずに、独断で本件3者契約を締結したことは真実であると認められ、また、板橋区が契約当事者であるという原告の認識を前提とすれば、相手方は当然に板橋区の正規の手続を踏んで締結されるものと信じていることが通常であるから、原告が独断で本件3者契約を締結したこと、相手方はそのことを知らなかつたことを前提として、「『無実の証拠』どころか『犯罪の証拠』」、「まるで、詐欺」と評したことについても、前提となる事実が真実ないし真実としたとしてもやむを得ないものであって、意見ないし論評としての域を逸脱したものとはいえないから、不法行為は成立しないというべきである。
20
25

なお、原告は、上記1(5)エ及びオの訴訟において、裁判所が原告の勝

訴的和解の和解勧告を行い、板橋区がこれを受け入れたことから、板橋区の懲戒処分当時の調査・報告が事実に基づかないものであったことが明らかになったなどと主張する（別表III）が、懲戒処分の効力は処分の根拠となった事実の有無だけで決まるものではないから、板橋区が懲戒処分を撤回したとしても、直ちに処分の根拠となった事実がなかったとはいえないし、かえって、上記和解の和解条項中には、原告が、板橋区に対し、上記1(5)アの処分説明書に記載された事務処理に板橋区職員の懲戒処分に関する指針に該当する行為があったことを認める旨の条項が存する（甲194）のであるから、原告の主張は失当である。以下、不正行為記事に係る原告の同様の主張は、いずれも上記と同様の理由により採用することができない。

(イ) 不正行為記事②について

原告はホタル再生を依頼しようとする諸団体に対し、ホタル再生事業に必要な全ての資材を手配する会社としてルシオラを紹介していたもので（上記1(4)ア），ホタル再生事業の実際は、原告が、本件特許を用いて株式会社広瀬に指示し、オーダーメイドで作らせた多機能バイオ用土等をルシオラが独占販売し、現場でホタル再生支援を行う際も、原告の指揮監督の下でルシオラが手配した作業員が動くというものであった（乙31）から、ホタル再生を依頼した諸団体としては、ルシオラ以外の業者に業務委託するという選択肢は現実的にならないに等しかったといえる。そして、上記1(4)ウの原告が小山町宛てに作成した書面の内容は、板橋区が特許実施料を徴収できないばかりか、最低5年間にわたりホタルの成虫等を生態累代ができるまで供与するという、一方的な負担を約束するものであって、かかる約束をするメリットが板橋区にあるとは考え難いから、小山町のホタル再生事業に関する原告の一連の行動は、客観的に見て、板橋区の利益を損ねてルシオラに利益をもたらすも

のであったといわざるを得ない。これに対し、原告は、小山町のホタル
再生事業は上司等に報告し、板橋区の承認の上でなされたものであると
主張する（別表III）が、原告の上司らが、原告の上記一連の行動を、そ
れが板橋区の利益を一方的に損なう内容であることまでを認識しなが
ら承認していたとは考えられないから、原告の主張は採用できない。
5

また、駒野は、長年ホタル館でボランティアとして活動してきたのだ
としても、同人が屋号とするイノリー企画がホタル館や板橋区とは関係
がないことは明らかであるのに、上記1(3)エのとおり、本件3者契約の
2条には、ホタル館内にイノリー企画の関連施設があり、イノリー企画
が同施設で本件ハチの交尾確認や休眠処理を行っているのであると読
み取れる記載が存し、原告はこの契約書に記名押印していたものであつ
て、この事実に上記1(3)オの事実も併せ見れば、イノリー企画があたかも
ホタル館における活動が公認された事業者であり、原告が率いる「阿
部組」の一員であると見られるような外形を呈していたといわざるを得
ず、原告もこれを許容していたものと認められる。

以上に加え、上記1(5)ア(ウ)ないし(オ)のとおり、板橋区が、原告に対する
懲戒処分の理由として、原告が、ホタル館がイノリー企画の実質的な
所在地となっており、取引相手からの送付先となっている事実を知りな
がら、ホタル館でイノリー企画関係者のハチ飼育を認めるなどの便宜を
図り、区の本来業務でない本件3者契約等に関するハチの生態確認作業
を行ったこと、小山町で施工されたホタル水路整備にルシオラを紹介し
て利益をもたらし、ルシオラが提出した「業務代理人等通知書」でルシ
オラの主任技術者と記載され、業務にも携わったことを挙げていること
に照らせば、原告が特定業者に便宜を供与し不正を行ったことは真実で
あるというべきである。
20
25

(ウ) 不正行為記事③について

上記2(4)ウのとおり、被告が不正行為記事③において板橋区が公認していない他団体でのホタル再生事業として挙げているのは、預かり飼育の9例（5施設）とホタル等の提供の5例である。

預かり飼育について、原告は、本件訴訟では、原則として行っておらず、不正行為記事③で列挙されたうちでは鶴岡八幡宮のみ上司の了解を得て例外的に行ったと主張している（別表III）。しかしながら、不正行為記事③が預かり飼育として引用している各記載は、鶴岡八幡宮以外のものの多くも、当該引用部分自体から、原告がそれぞれの地に生息するホタルの卵等をホタル館で繁殖させて提供したことがうかがわれるものとなっている上、原告自身が、平成22年7月30日発行の公刊物や上記1(6)サの被告に対する平成26年7月15日の説明に用いた資料において、ホタル館では全国23か所のホタルを始めカワニナ等の生体を預かり保護していると述べていたこと（甲12, 184）に照らし、鶴岡八幡宮以外の預かり飼育は行っていないとの原告の主張は採用できない。そして、平成26年3月7日の板橋区議会本会議において、被告が、原告が著書やブログ等において、ホタル館では全国23か所のホタルを預かり、遺伝子が交雑しないように飼育しているなどと説明していることを指摘した上、板橋区ではそのような説明を事実と認めているのかと質問したのに対し、区長が、ホタル館は他自治体や団体のホタルの幼虫を預かり、その方たちに代わって飼育する施設ではないと答えていること（上記1(6)カ）に照らせば、預かり飼育を板橋区が公認していないことは真実であるといえる。

また、ホタル等の提供についても、不正行為記事③における引用部分自体から、それぞれの団体等がホタル館あるいは原告からホタルやカワニナの提供を受けたことが認められるところ、これらの提供に際し、板橋区の財産を譲渡するための正式な手続が踏まれた形跡はない上、同記

事が引用する、平成24年6月にいわき市で行われた、ホタル館で飼つていたホタルを放流したとされるプロジェクト（被告はこれを預かり飼育の一例に挙げるが、ホタルの提供の一例とみることが相当である。）について、上記本会議において、被告が同プロジェクトに板橋区がホタルの幼虫を提供した事実はあるかと質問したのに対し、区長は、板橋区としての正式な依頼は受けていないと答弁していること（乙35）等に照らせば、板橋区が公認していないことは真実であるといえる。

(エ) 不正行為記事④について

不正行為記事④の摘示事実等は上記2(4)エのとおりであるところ、原告による上記1(5)エの訴訟提起に際し、原告が平成21年7月にはイノリ一企画は存在しないと主張したと新聞報道されたこと及び21年契約書は原告自身が配布した資料であることはいずれも真実であるし、仮に平成21年7月にはイノリ一企画が存在しなかつたのであれば、21年契約書が内容虚偽のものであることは明らかであり、そのような虚偽の契約書が作成された目的がこれを示す相手として想定される能登町を欺くことにあったのではないかと疑う推論も合理的なものであって、意見ないし論評の域を逸脱したものとはいえないから、不法行為は成立しないというべきである。

なお、原告は、21年契約書は能登町から依頼を受けて作成したものであるから能登町を欺く事態は起こり得ないと主張する（別表III）ので付言すると、上記1(3)ウ及び1(6)セの各事実及び田原の供述によれば、21年契約書が作成されたのは、本件公社において本件3者契約の窓口であった田原が、能登町から補助金を得る目的で、本件ハチの飼育実績がないイノリ一企画にその実績があると装わせるために、イノリ一企画と原告との間の内容虚偽の業務提携契約書を作成するよう依頼し、原告と駒野がこれに応じたものであるが、本件公社内の予算担当者や能



登町議会は21年契約書が内容虚偽のものであることを知らなかつたのであり、そもそも虚偽と知らない相手に文書を示すからこそ補助金が支給されて事業が進められる関係にあることは原告にも容易に理解できるはずであるから、かかる虚偽文書の作成を田原が発案し原告らに依頼したのだとしても、契約書を偽装し能登町を欺く行為に原告が加担したとの非難を受けることはやむを得ないといわなければならない。

ウ 累代飼育記事及び本件発言について

(ア) ホタル館における原告の業務の特殊性と「疑惑」について

ホタル館におけるホタル飼育については、証拠（甲1～3）によれば、被告は、平成26年2月、ホタル館でホタルがほとんど見付からなかつたという上記1(1)スの区民環境委員会における本件生息調査の結果報告を引用し、「ホタルの累代飼育の実態の有無が疑われている」旨をF Bに投稿したのを皮切りに、大量の記事をSNSに投稿したりブログに記載したりしていたところ、その内容は、ホタルの累代飼育に関する疑惑の存在を強調し、ホタル飼育の実態が判明していないからこそ調査ないし検証が必要であるとするものが多数を占めており、それらの中で「25年間にわたる累代飼育」を否定するニュアンスが強いものが、本件訴訟において名誉毀損の記事であるとして取り上げられているものと認められる。そして、かかる疑惑が指摘されることとなった背景には、次のようなホタル館における原告の業務に関する特殊事情が存したということができる。

すなわち、原告は、25年間にわたりホタル館等でホタル飼育に従事し、ホタルの累代飼育システムに関する本件特許の発明者であった（上記1(1)ア、イ）ところ、従前より、板橋区議会では、ホタル館におけるホタル飼育が専ら原告に依存していることが問題視され、技術の継承が課題とされていたにもかかわらず、これが「経験や努力によって得られ

るとは限らない大変複雑かつ繊細な技術」であるとされて、継承は実現していなかった（上記1(1)オ）。ビオトープ管理等の受託業者であるむし企画の高久は、詳しいことはわからず原告の指示でやっているなどと述べ（上記1(1)ク），平成17年から9年間ホタル館に携わった小角博行も、ホタルのことは全て原告が行っており、飼育に携わっていないと述べていて（甲186），ホタル飼育の記録は専ら原告において行い、原告から報告された羽化数を区において検証することはなく（上記1(1)ウ），少なくとも平成5ないし9年度の羽化数は実際より1桁も多い虚偽の数が報告されていたにもかかわらず、平成26年9月に原告が自ら公表するまで、区内外でこれが疑問視されることはなかった（上記1(1)ウ，ツ，弁論の全趣旨）。

また、ホタル再生事業についても、ホタル水路整備業務の受託者であったルシオラの深田は、ルシオラは再生事業の材料を現場に運んだり作業員や日程を調整したりする裏方を担うにすぎず、材料や作業については、本件特許の発明者である原告のチェックが必要不可欠であると述べ（甲200），実際の作業も上記イ(イ)のようなものであった上、原告も、原告著書の中で、「再生現場に行った際に重要なのは“場所”を決めることです。（中略）周囲の自然なり風景と調和させることも必要ですが、私は“磁場”を大切にしています。いわば、その場所から発せられるエネルギーのようなものです。神経を集中して磁場を感じていると、必ず『ここだ』と思える場所があります。自然が教えてくれているのだと思うのです。これが非常に重要。理屈では説明できないのですけれどね。」（乙1）などと、容易に他者が習得できない奥義であるかのような説明を加えていた。そして、原告は、平成14年1月以前にホタル再生の相談があつたところからは特許実施料を徴収しないこととしており、相談の有無の判断は自己が作成した業務日誌等を見て行っていたと供述し（上記

1(4)ウ），実際に約40か所のホタル再生支援を無償で実施していたが（甲87），板橋区は、小山町の件ではこれを権限がないにもかかわらず区に歳入するべき特許実施工料の免除を約束したとして懲戒処分の理由の一つとしたものの、それまでは問題としたことがあったとは認められず，ルシオラは、小山町宛ての見積書に、特許実施工料の免除が板橋区ではなく原告個人の好意によるものであるかのような記載をしていた（上記1(4)イ）。

さらに、本件ハチについても、原告はその繁殖供給飼育方法を特許出願していた（上記1(1)エ）が、ホタル館において飼育が始まる切っ掛けであった本件ハチのフェロモンがホタル飼育のために有益であるという話は、原告がその旨説明しているというだけで、客観的にこれを裏付ける根拠等が確認されているわけではなかった（上記1(1)ス，ナ）。そして、本件公社は、本件ハチの販売事業を行うには原告の協力が不可欠と考えて原告に契約の締結を申し出、原告は、「板橋区ホタル生態環境館館長 阿部宣男」なる名義を用いて本件公社とイノリー企画との本件3者契約に私印を押印し（上記1(3)エ），私的なメールアドレスを用いて本件公社と契約書に関するメールをやり取りし（甲83，乙31），田原においては、特許を有している原告個人と契約したと本件訴訟で供述するような認識であった（証人田原）。

以上によれば、ホタル及び本件ハチに関して原告が行っていた業務については、全て原告の専門的な知識・技術なくしては行い得ないものと周囲からみなされており、実際に重要な部分は全て原告が担っていて、板橋区としても看板事業であった（甲1-138頁）ホタル飼育事業を重視するあまり、原告がホタル飼育のために必要・有益であるとする提案は格別の検証もせずにそのまま受け入れ、各種報告についても原告から上げられたものをそのまま承認していたものと推察される。そのよう

な状況にあったホタル館において、平成26年1月の本件生息調査の結果、生息しているホタルの数が従前の報告とは著しく食い違っていることが判明した（上記1(1)ケ）というのであるから、原告が行ってきた専門技術的な業務の内容は原告本人しか説明することができないこともあって、ホタル飼育等に関する原告の従前の説明に疑惑や疑惑が抱かれることは、やむを得ないところであったといえる。

（イ）累代飼育に係る原告の説明が虚偽であることの真実性について

さらに、「ホタル館で飼育しているホタルは、平成元年に原告が採取した卵をふ化させ、以後、外部のホタルと交雑する事がない状態で繁殖を続けたものである」との原告の説明が虚偽であったことや、かかる累代飼育による毎年のホタルの羽化数についての原告の報告が過大なものであったことは、本件DNA検査において、検体のゲンジボタル1個体中から5種類のDNA型が見付かったが、福島県を生息地とするホタルのものは見付からなかったこと（上記1(1)テ），平成5年度ないし平成9年度の羽化数の報告は過大であったと原告が自認していること（甲202），平成26年1月の本件生息調査で確認できたホタルの幼虫はゲンジボタル2匹のみであったこと（上記1(1)ケ），平成26年度に羽化したホタルは211匹程度であったこと（上記1(1)ウ，チ，ト）等に照らせば、名誉毀損訴訟における違法性阻却事由としての真実性が認められるというべきである。

これに対し、原告は、①ホタルの幼虫は、本件生息調査時には7万匹以上いたのに、同調査によって殺され流され、あるいは調査がずさんで発見できなかつたのであるなどと従前より主張している（上記1(1)ケ）ほか、②本件DNA検査に関しては、平成26年2月以降ホタル館を管理するようになった本件センターが混入させたホタルが検体とされた可能性があるなどと主張している（平成28年3月9日付け原告準備書

面(8) 27 頁以下等)。

しかしながら、上記①については、本件生息調査を担当した本件センターは、従前より、東京都足立区生物園におけるホタル飼育を含め、多数の地方公共団体等から公園・施設の管理運営業務や生物飼育業務等を受託してきた実績を有していること（乙47）、ホタル館におけるせせらぎは、ホタルの幼虫が流れ去ることがないような水流及び構造となっており、ピット手前には格子状のステンレスの網が設置され、ホタルの幼虫等が流れることを防ぐ構造となっていたところ、本件生息調査時には上記網を確認したものの、ホタルの幼虫が網にかかっている状況はなかったこと（乙2、47）、仮に調査手法に多少の問題があったとしても、本件生息調査で実際に捕獲されたホタルの幼虫の体長は25ないし30mm程度であり（乙2）、他方、原告の主張・供述は変遷しているものの、幼虫を最も小さく述べる供述でも体長が6ないし8mm程度で、胴体の太さが1mm程度（甲201、202）というのであるから、かかる幼虫数万匹が流されるなどして全く発見できなかつたなどとはおよそ考え難いこと等から、原告の主張は採用することができない。上記②についても、本件生息調査後のホタル飼育を担当した本件センターは、上記のとおりホタル飼育を含む多くの生物飼育等の実績を有している上、板橋区は本件センターに対し、ホタル館ではホタルが累代飼育されていることがアピールポイントであることを説明し、現存するホタルを根絶させずに飼育するように求めてこれが承知されていたこと（乙47）に照らせば、本件センターがあえて外部からホタルを持ち込んだなどとは考え難いから、原告の主張は採用できない。その他、原告は、本件生息調査及び本件DNA検査の信頼性について論難するが、これらを逐一検討しても、いずれも原告独自の立論といわざるを得ず、採用できない。

また、本件発言は区民環境委員会における被告の発言であるところ、その主題は板橋区の事業として行われていたホタル館の運営・業務に関する疑惑の追及であって、区の事業に係る問題の追及・解明は区議会議員にとっては当然の職責というべきものであり、殊更に事実と異なることを述べたり、原告に対する個人攻撃を意図したりしたものとは解されず、批判としての域を超えた誹謗中傷とまでいふことはできないから、正当な政治行為として違法性が阻却されるというべきである。

さらに、ホタルの外部からの持ち込みについては、これを直接に裏付ける証拠はないが、ホタル館においては現実に毎年ホタルの夜間公開が行われていた（前記第2の2(2)）のであるから、累代飼育されたものでないホタルは外部から持ち込まれたものかその子孫ということになり、真実性は同様に認められるといえる。もっとも、だからといってホタルの持ち込みを原告が行ったと直ちに断定できるわけではないが、本件生息調査までホタル館におけるホタルを飼育し管理していたのは専ら原告である上、平成26年2月19日の区民環境委員会で当時の環境課長がホタル館にホタルの成虫を持ち込んでいたというような元関係者の証言があると答弁していること（上記1(1)ス）、被告自身も、同年3月5日にホタル館でむし企画前代表の小船からホタル館宛てのカワニナの発送伝票を発見し、同月8日に小船がホタルの飼育をしていたと聞くなどして、むし企画を通じてであればホタルを秘密裏に持ち込めると考えるに至ったこと（上記1(6)オ、キ、ク）、平成27年1月に発表された乖離報告書で、むし企画からホタルが宅配により持ち込まれたとする関係者の供述が記載され、ホタル館のホタルは外部から人為的移動により持ち込まれたものと考えられると結論付けられていること（上記1(1)ト）等に照らせば、少なくとも、被告において原告がホタル館にホタルを持ち込んだと信じたとしてもやむを得なかつたというべきである。

(ウ) 累代飼育記事②について

まず、累代飼育記事②において取り上げられている「本件ハチのフェロモンに抗菌作用があり、ホタルとの共生関係があるとの話」については、これに学術的根拠が存在することの証拠は全くない（甲207等は本件ハチのフェロモンに抗菌作用等があることの根拠となるものではない。）上、平成26年2月13日に、環境課長が抗菌化についての論文を見せてほしいと原告に求めたところ、秘密で見せられないと原告から拒絶されたこと（上記1(1)ス）に照らせば、何の学術的根拠もないことは真実であると認められる。

また、「多くのウソ」として挙げられている他の事実のうち、ナノ銀の放射能低減効果については上記アで説示したとおりであり、本件特許の特許実施料の免除については、小山町に関し、上記イ(イ)で説示したところに加え、板橋区が原告に対する懲戒免職処分の理由として、「上司に判断を仰がず、区の意思決定を経ることなく、権限がないにもかかわらず、小山町に対して免除を約束した」事実を挙げていたことが指摘できる（上記1(5)ア(カ)）。さらに、「ホタルは0.5マイクロシーベルトの放射能で光らなくなる自然のガイガーカウンター」と原告が主張したとの点については、原告は、平成23年11月5日、FBに「ゲンジボタルは特に人為的な放射能に弱いです。私達の研究で0.5μSv/h以上存在すれば、間違い無く発光細胞及び反射細胞が破壊されます。」と投稿した（弁論の全趣旨）が、かかる「発光細胞等の破壊」を認めるに足りる証拠はない。原告は、平成24年9月に発行された雑誌において、共同研究者であると原告が名指ししていた稻垣教授が共同研究を否定していることを記者から指摘されると、研究はホタル館で個人的に行つたものだと話した（乙38）にもかかわらず、本件訴訟の本人尋問では、実験は茨城県で茨城大学の先生が行ったが名前は言えないとし（原告本

人），尋問後に提出された陳述書では、再び稻垣教授であると述べるに至っている（甲213）のであって、かかる変遷自体からして原告の供述は信用性に欠けるというほかない上、かえって、上記主張に対しては、昆虫はヒトに比べて放射能に極めて強い旨の農学博士の意見や、昆虫の一般的特性からして普通は考えられない旨の環境省自然環境計画課の見解が示されている（乙38）。

これらの諸事情に照らせば、原告が「多くのウソ」を言ってきたとの摘示事実も、真実であるか、少なくとも被告において真実であると信じたとしてもやむを得ないというべきである。

10 (エ) 累代飼育記事③について

累代飼育記事③中の原告の指導教授が設立した会社とはルシオラを指すと認められるところ（上記1(2)カ），原告がルシオラに利益を供与していたとの摘示事実に真実性が認められることは、上記イ(イ)のとおりである。

15 (5) 小括

以上によれば、自己破産の事実の公表以外の本件各発信に関しては、違法性又は責任が認められないから、被告が不法行為責任を負うことはないというべきである。

4 本件日経記事に関する原告の行為は被告に対する名誉毀損に当たるか（争点

20 (4)) について

(1) ある記事がいかなる意味内容の事実摘示又は論評を含むものであるか、それが他人の社会的評価を低下させるものであるかについては、名誉毀損の成否が問題とされている記載部分の内容のみから判断するのではなく、当該記載の記事全体における位置付けや表現方法又は態様、前後の文脈等を総合して判断するのが相当であることは、上記2(1)に説示したとおりである。

(2)かかる観点から検討するに、本件日経記事は、冒頭で、板橋区がホタル館

で累代飼育はされておらず、外部から成虫を持ち込んでいた旨の報告書を公表したことを報じた上、日経記者が累代飼育の真偽を単刀直入に尋ねた際の原告の発言として、原告発言①及び②を記載し、さらに、「にわかに信じがたい説明」が続くとして、本件生息調査は当時7ないし9万匹いた幼虫を意図的に流して見付からないようにしたものである、ホタルのDNAは十分に解析されていないから、ホタル館のホタルが大熊町由来のホタルではない旨の本件DNA検査の結果は信用できない等の原告の主張と原告発言③を記載している。続けて、「板橋区の担当者、『荒唐無稽』と一蹴」との小見出しを付して、担当課長が、ホタルを外部から持ち込んでいたとの証言も得た、
10 7万匹もの幼虫が流されたら、網に引っかかるなどして発見できたはずだ、などと述べていることを報じ、最後に、新聞やテレビで「ホタル飼育の第一人者」として扱われていた原告の名声が原告に対する盲信につながっていたのかもしれない、累代飼育がなかったとすると、これまで多額の公費をつぎ込んだ大義名分が立たない、区長を筆頭に、関係者の監督責任は小さくない、
15 などと結んでいるものである（乙15）。

すなわち、原告各発言の本件日経記事全体における位置付けは、累代飼育が事実でなかったとの疑惑について報じるに当たり、疑惑を否定する原告の言い分も取り上げているというものであり、その内容自体から、疑惑をかけられ懲戒免職処分を受けた原告が、自己をこのような立場に陥れた敵に反撃するために行っている発言であると理解されるものであるから、一般読者は、対立当事者の方の言い分の報道として、訴訟における一方当事者の主張を報じた記事と同様に受け止め、直ちにその内容が真実であるとの印象を受けることはないといえる。しかも、本件日経記事は、上記のとおり、原告各発言の記載に続けて、これを「荒唐無稽」とする板橋区側の説明を報じて
20 いるばかりか、日経記者自身が、原告の説明を「にわかには信じがたい」と評している。さらに、原告各発言の内容自体も、区議会議員が利権のために

ホタル館を廃止に追い込もうと動いたという、それ自体が具体性の乏しい眉唾と受け止められそうなものであって、このような受け止め方は、上記1(7)のとおり、本件日経記事が発表される前からホタル館の閉鎖が跡地利用の利権によるものであるなどとする記事を掲載していたブログについて、被告自身が自らのF Bで取り上げて揶揄するコメントを付して拡散していたことからも、うかがうことができるといえる。

そうすると、本件日経記事はそもそも被告の社会的評価を低下させるものとは認められないというべきである。

(3) なお、被告は、日経記者が原告から情報提供を受けて、記事化する危険性が生じたことにより被告に損害が生じ、日経記者が現実に記事化したことにより被告の損害が拡大したとも主張しているが、上述のとおり、そもそも本件日経記事によって被告の社会的評価が低下したとは認められないであって、かかる記事を作成した日経記者自身の受け止め方も同記事に現れた以上のものではないといえるから、同記者に原告が情報提供したこと自体により被告の社会的評価が低下したと認めることもできない。

(4) したがって、反訴請求に係る原告の行為により被告の社会的評価が低下したとは認められないから、名誉毀損は成立しない。

第4 結論

以上の次第で、原告の本訴請求及び被告の反訴請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第37部

裁判長裁判官

上田哲



裁判官

波多野 紀夫



裁判官

森 沙恵子



別表 I (ナノ銀記事)

番号	年月日 甲号証の箇所	S N S, インターネットブログ上の記事内の記述	
		手段	本文
①	H26/2/22 甲 1-135	Facebook	<p>区の職員がこんなインチキまがいのことをしてよいのか?——と思いました。#板橋区 #ホタル http://ameblo.jp/la-inari/entry-11269315544.html</p> <p>『阿部宣男先生出演動画・放射能除染に成功Ⅱ』 Ameblo.jp</p> <p>阿部宣男戦線出演動画放射能除染に成功Ⅱ—ナオ純銀除染法は、本物です。 . .</p>
②	H26/2/22	Facebook	<p>松崎いたる 小笠原さん、どうぞ 私にはインチキにしか見えないです (小笠原敦子 ナノ銀のことですか?)</p> <p>松崎いたる そうです . . .</p>
③	H26/2/23 甲 1-134 甲 2-17	Facebook 及び Twitter	<p>信じてきたものを、インチキと認めるには時間と勇気を必要とすることは認めなくてはいけません。#ナノ銀除染</p>
④	H26/2/23 甲 2-17	Twitter (リツイート)	<p>RT @toudengeorge: 阿部宣男氏とそのお仲間の「研究は」なるものを読んで頭を抱えましたわ。 「ナノ純銀粒子で常温核融合が…」という辺りになるとカルト臭がブンブンしてきたし、信奉者の教義とグルへの護教具合も読み取れ、嫌アな気分</p>

			で満腹になりました。物理法則を無視する理論は承服しかねます。
⑤	H26/2/23 甲 2-17	Twitter (リツイート)	RT @mixnb: 誤「インチキまがいのこと」 正「インチキ」 RT @itallmatuzaki: 区の職員がこんなインチキまがいのことをしてよいのか? -- と思いました。#板橋区 #ホタル http://t.co/NgAXLyGSA7 http://t.co/F1DIndL...
⑥	H26/2/27 甲 2-17	Twitter	「放射線を別のエネルギーに変える」という阿部宣男氏の説明からすでにナノ銀除染なるものはインチキ @sengakut
⑦	H26/3/2 甲 2-16	Twitter (リツイート)	RT @yu_kubo: 阿部宣男氏がナノ純銀除染というニセ科学に関わってきたことや福島県浜通りに外から持ち込んだホタルを放して遺伝的多様性を破壊しようとしたことも合わせて報じたほうがいい。 / “東京新聞:ホタル館の灯消えそう 「幼虫確認2匹…” http://t.co/S1...
⑧	H26/3/2 甲 2-16	Twitter (リツイート)	RT @breathingpower: 放射能の被害を大きくするインチキ除染は、福島県から出て行って下さい。 (参考まとめ : http://t.co/aBLN9UWnbg) RT @koduck1963: 福島民報 11月19日 読者投稿欄 http://t.co/BAX3Tjm...
⑨	H26/3/3 甲 1-130 甲 2-16	Facebook 及び Twitter	もっともらしいことを書いていますがインチキ技術です。「ナノ銀除染」なるものにご注意を! 「電気的振動により放射線のエネルギーをエネル

			ギー変換し無害なものとする」なんてことはありません。... http://t.co/ARUTnMC6TF
⑩	H26/3/7 甲 1-127 甲 2-15	Facebook 及び Twitter	板橋区ホタル生態環境館に行ったら「ナノ銀担持骨炭」の手書きラベルが貼られたケースが捨てられていた。ナノ銀で放射線が無力化、除染されるということはありません。区の施設でインチキ研究がおこなわれていたことは本当にはずかしい。 http://t.co/yiriduiGV1
⑪	H26/3/23 甲 2-14	Twitter (リツイート)	RT @nihonnboyaki: 東京都板橋区環境課が運営する「ホタル生態環境館」(阿部宣男館長)については、公務員であることの疑惑。博士号の取得の疑惑、特許無効の疑惑。除染研究でのっち上げ疑惑。ホタル水路の成功記載のうそ疑惑。各大学との共同研究疑惑。など多数あり。ネット検…
⑫	H26/3/28 甲 2-13	Twitter (リツイート)	RT @hal_hal8999a: トンデモが一つ排除されたようで目出度い。福島のためにもホタルのためにも→ @itallmatuzaki ナノ銀除染を主張していたホタル博士が、板橋区を懲戒免職されました。 http://t.co/Ylo6Qw44jt …
⑬	H26/3/29 甲 2-13	Twitter (リツイート)	RT @kap_tw: あら、首になっちゃた。そりやそうだよな。だけどトンデモの事とあの施設の存続問題は別だな。トンデモな施設でなければあってもいいかな。 "@itallmatuzaki: ナノ銀除染を主張していたホタル博士が、板橋区を懲戒免職されました。 http://t.c…

			https://twitter.com/itallmatuzaki
⑭	H26/4/7 甲 1-102 甲 2-11	Facebook 及び Twitter	ナノ銀なるもので「放射線をなくす」というインチキ実験。ホタル飼育が目的の板橋区の施設で、こんなことをしていること自体、多くの人をだまし、板橋区の信用を貶めるものです。ご注意ください。R T 放射能除染に成功 II.wmv: http://t.co/Mx8ZjXvSF8
⑮	H26/4/8 甲 2-11	Twitter	こんなもので放射線は無害化できないから、だまされないでね。 #ナノ銀 #インチキ。
⑯	H26/4/8 甲 2-11	Twitter	板橋区ホタル生態環境館でおこなわれていた「ナノ銀除染」なるインチキ研究にも、調査のメスを入れなければなりません。費用はどうしたのか？本来業務のホタル飼育に影響は？
⑰	H26/4/10 甲 2-10	Twitter	区の職員が「ナノ銀で除染」などと、とんでもないインチキを言い出したとき、気づいていた区議もいた。あのときにストップできなかつたことは反省しなければならない。
⑱	H26/4/28 甲 3-36～	ブログ	板橋区 ホタルの闇（5） 0.5マイクロシーベルト/時でホタルは光らなくなるのか？） 元職員とその代理人は、それでも「ホタルは 0.5 μ シーベルト/時でホタルは光らなくなる」と主張し、元職員への断罪を「大熊町の『希望の光』を奪う」というのですが、いいかげんで、科学的根拠もない話で、原発事故の被害者であり、いまも放射能の災禍とたたかう大熊町の人たちをダ

			<p>マした元職員こそ、「希望の光」を奪っているのではないか？</p> <p>元職員による放射能、「研究」は、さらに「ナノ銀で放射線を低減させる」というトンでもないインチキにひろがっていきます。</p> <p>http://itall.exblog.jp/20630080/</p>
⑯	H26/5/1 甲 3-28	ブログ	板橋区 ホタルの闇（6） 「ナノ銀で放射能除染」というインチキ“科学”のはじまり
⑰	H26/5/4 甲 3-27	ブログ	冷静に科学的な思考、論理的な思考を働かせれば「ナノ銀で除染」が、いかに科学的根拠にとぼしい「トンデモ科学」「インチキ」の類であることは理解することができます。
⑱	H26/5/6 甲 1-66, 同 68	Facebook	<ul style="list-style-type: none"> ・残念ながら「信者」以外は誰も確認していません。再現性が確認できないものは「科学」とはいえません ・板橋区ホタル生態環境館の元職員のツイッター上の発言はほとんど削除されていますが、ここで「人気」発言が読める。ナノ銀除染のウソはほんとうにヒドイ <p>http://ja.twimgland.com/profile/hotaru_abe</p>
⑲	H26/5/19 H26/5/20 甲 1-41～ 43	同上	<p>5/19</p> <p>いまだに、こんなバカげたインチキを信じて拡げようとする行為は「犯罪的」です。</p> <p>「施設の裏の土を持ってきて計測します。ヨウ素</p>

131とセシウム134、137を合わせると
3.25マイクロシーベルトもありました」など阿
部宣男氏は著書で書いていますが、区立小学校の
隣接地である（ホタル飼育）「施設」でそんな高
い線量が計測された事実はありません。核種を峻
別できる機器はホタル館にも板橋区にもありません。

高線量で汚染されていたが、ナノ銀溶液をまいた
ら線量が下がったなどというウソをふりまくのは
やめてほしい。

5/20

追試するにも、まともな実験自体されていない。
ホタル館は放射線を扱える施設でもない。ナノ銀
が「世紀の大発見」などというのは詐欺に等し
い。

西ヶ谷さん、「ナノ銀除染」あるいは「ナノ銀で
放射線低減」は、科学的根拠がないにも関わら
ず、「ナノ銀溶液」「ナノ銀担持骨炭」などとし
て商品化され、販売されるなど、「実害」もすで
に出ています。「板橋区のホタル館が開発」など
と区の信用が宣伝にも使われています。こうした
詐欺的商法の拡大を食い止めることは、区議会議
員としての責務のひとつです。西ヶ谷さんもイン
チキ科学、インチキ商法の被害者を増やさないよ
うにご協力を願いします。

㉓	H26/6/13 甲 1-34	Facebook	ナノ銀が「放射能のエネルギーを奪い取ります」なんていう現象はこの世に存在しません。幼稚な虚言です。
㉔	H26/7/28 甲 1-20	同上	きのうときよう、福島原発の汚染水対策について学ぶ。問題の深刻さを理解するにつれ、「ナノ銀で放射能を低減する」というデタラメなたわ言の罪深さを痛感しています。
㉕	H26/8/8 甲 1-13～ 14	同上	こんなデタラメを「科学」とは呼ばせない。銀をまいただけで放射性物質の「エネルギー変換」なんてことが起きたら、物理の法則はメチャクチャだということです。
㉖	H26/8/10 甲 1-15	同上	バカげたインチキの「追試」など、時間とお金の無駄遣いだけでなく、放射能に不安を感じている人たちを惑わすだけです。
㉗	H26/12/23	同上	ニセ科学、インチキ科学を「インチキだ」と警告すると罰せられるとしたら、おかしな世の中だ。オレオレ詐欺の電話を受けた人に「もしかしてホントに息子さんかも」なんていうことがどんなに危険か、誰にでもわかるはずだ。
㉘	H26/12/27	同上	ナノ純銀に STAP を嘲笑う資格はない
㉙	H26/12/30	同上	放射能が消せるクスリがあつたらいいと思いませんか？ あつたら汚染水 の問題などすぐに解決できるのに…。でもそんなクスリはどこにもありません。どんなに「研究」しても無理です。「ある」という人がいたら無知かペテン師です。

⑩	H27/1/11	同上	「溺れる者は藁をもつかむ」というけど、ロープや浮き袋があるのに、溺れている人に藁を差し出すのは、犯罪的だと思う。ニセ科学、ニセ藁って…。
⑪	H27/1/22	同上	板橋区ホタル館の阿部宣男・元職員の根拠のないウソ話に日本大学工学部長までだまされていたようです。闇は深い。
⑫	H27/2/15	同上	「ナノ純銀で放射線低減」というニセ科学が政治家に取り入った瞬間
⑬	H27/2/21	同上	飼育担当職員の非科学的な妄想にもとづく「実験」「研究」
⑭	H27/2/26	同上	インチキ除染にご注意を！ ナノ銀で放射能、放射線は低減できません
⑮	H27/3/24	同上	放射能は消すことはできません。板橋区ホタル生態環境館が、このようなニセ科学、インチキ科学の発信地になってしまったことを究明すべきです
⑯	H27/4/3	同上	ファブリーズでも除染できそうですね RT @a_ijimaal: @konamih 訴状の p.8、「ナノ銀担持物質をとおして菌が除去できるのであれば、放射性物質にも効力があるのではないか」って、論理の飛躍がすごいですね

別表II（累代飼育記事等）

番号	対象記事等	掲示事実	社会的評価の低下	被告の反論	原告の再反論
	年月日・手段・本文				
① ～ ⑫ 共通				<p>(正当な論評であること)</p> <p>被告は、平成26年1月27日に行われた板橋区資源環境部環境課による調査の結果、ホタル館において発見されたホタルの幼虫は2匹だけで、未発見のホタルを推計しても23匹にとどまっており、平成26年まで25代にわたって毎年2万匹を継続して累代飼育を続けているという報告自体が事実に反するものであったことを踏まえて、累代飼育が続けられてきたことを裏付ける資料、記録は原告の主張以外にないことから、累代飼育が科学的検証に耐えられないものと評価し、①ないし⑫の表現行為を行い、議会質問において「25年間の累代飼育が本当にあったのか」を問うたものであり、事実関係を踏まえた合理的な推論に基づく論評である。</p>	
①	H26/5/16 Facebook 西川さん、一言でいえば「ホタル飼育はウソだった」ということです。その証拠固めをしているのが現状です。	原告がホタル館において行っていたホタル飼育が「ウソだった」、すなわちホタル館においてはホタルの飼育が行われていなかったこと	ホタル館における原告によるホタルの累代飼育が偽装であったという評価を与え、長年公務員として板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告の社会的な信用を失墜させ、もって、原告の社会的評価を低下させた。	<p>(掲示した事実の真実性)</p> <p>板橋区は、平成25年度からホタル館のあり方の検討を進め、その中で①施設の規模・実態を考慮すると約2万匹のホタルが生息しているとの報告が不自然であること、②ホタル館の生育日誌の記載と実際が異なっている点がみられることなどの疑義が生じ、③夜間特別公開前にホタルの成虫を持ち込んでいたとの関係者の発言も得られるなどしたことから事実の確認に努め、ホタル館のホタルは福島県の大熊町で採集した卵から成虫となったホタルのみを25代にわたり交配させ、外部からのホタルと交配することができない状態で繁殖が続けられていたという原告の主張について、原告の「当該説明を裏付ける証拠は存在していない」、「少なくとも平成26年にホタル館に存在していたホタルについては、……そのような累代飼育が実施されていたと評価することは困難である」との結論を出しており、25代にわたる累代飼育を否定している。</p> <p>(真実と信じたことが相当であること)</p> <p>板橋区資源環境部環境課による調査の結果、原告による報告と飼育実態に乖離があることが明らかにされ、さらに区議会区民環境委員会において、環境部資源課長が「他所からホタルを持ちこんだとの証言がある」と答弁しており、ホタル飼育事業を行ってきた板橋区自身が、ホタル館における25代にわたる累代飼育が行われていなかったことを確認している。</p> <p>被告は、上記の板橋区の調査結果のほか、自ら議会内で質問をし、原告著書に目を通すなどして個人的にも調査し、原告の報告に矛盾があることについて裏付けを得た上で表現行為に及んだものであり、被告の掲示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったというべきである。</p>	<p>(真実性について)</p> <p>板橋区は、「ホタルが飼育されていたという事実は争わない」として、ホタル飼育の実態を認めていた。</p> <p>被告が依拠する乖離報告書は著しく信用性が低い。</p> <p>(真実相当性について)</p> <p>被告の発言は、板橋区と原告との間で意見が対立する事柄につき、一方当事者の意見や資料のみに偏って発言しており、被告の個人調査も不十分かつ不適切である。板橋区による本件生息調査に対し、調査方法や調査結果について複数の大学教授からの批判的意見を含め多くの疑問が呈されており、板橋区は累代飼育を否定していないこと、「持ち込み証言」は一貫して調査中であり何ら事実関係が確認されていなかったこと、生物の近親交配は避けられるべきとの一般論をホタルにあてはめることにつき根拠がないこと等から、ホタル飼育が行われていなかったとの事実を真実と信じるにつき相当の理由はない。</p>
②	H26/6/11 ブログ Q 「持ち込み」について、「むし企画」ルート、「神社」ルートを含め、調査をすすめていただきたいのですが、いかがですか? 懲戒免職された元職員は、これまで多くの	ホタル館における累代飼育について否定的な意見を示すとともに、「原告がたくさんのウソを言ってきた」として原告の人格を貶め、もって、社会的評価を低下させたものである。	原告の知見を根拠なく否定するだけではなく、原告が「たくさんのウソを言ってきた」として原告の人格を貶め、もって、社会的評価を低下させたものである。	<p>①に同じ</p> <p>(正当な論評であること)</p> <p>原告は土壤抗菌作用の根拠はバクテリアとも主張しており、本件ハチとホタルの共生関係の存在は確認されておらず、また、これに関する原告の主張は、学者や研究者が賛同している定説ではなく、原告自身学術的に検討を加えるに値する論拠が示されていないことについて、「学術的根拠がない」との評価を示したものであり、事実に基づく合理的な論評である。</p>	<p>原告の知見は、ホタル館における長年の取組、実績に裏打ちされたものである。したがって、仮に、かかる実績に裏打ちされた知見が誤りであると主張するのであれば、単に「学術的な証明」がないことを指摘するではなく、かかる知見が誤りであることについて「学術的に証明」されていることを主張すべきであるところ、被告から、原告の当該知見を「学術的な証明」をもって明確に否定する根拠は何ら示されていない。</p> <p>被告の表現は、単に原告の知見を否定するに足りる根拠がないだけにとどまらず、原告に対して「たくさんのウソを言って」きたとし、嘘つきと決めつけており、かかる表現は、知見の科学的な確からしさの問題とのではなく、原告の人格を攻撃するもので、社会的評価を低下させるもの</p>

	ウソを言つました。 クロマルハナバチのフェロモンに抗菌作用があり、ホタルと共生関係があるとの話には、何の学術的根拠もありません。	事実はないのにあると「ウソを言って」いたこと			であり、「公正な論評」や「真実性または真実相当性がある」として正当化されるべくもなく、名誉毀損が成立することは明らかである。
③	H26/6/7 Twitter 「こなみひでお」という人物が投稿した「阿部宣男氏の博士論文を下敷きにした著書はヤフオクで100円ぐらいで買って読んでみたけど、あまりのひどさに、こんな人と自分が同じ理学博士なのかとがっくり来たもんだ。」という文章に対し、リツイートする形で、「指導教授はホタルのせせらぎづくりをする会社を設立し、阿部氏がその会社に利益供与していました」と発言。さらに、上記の被告のリツイートに対し、「こなみひでお」という人物が「なるほど、稲垣輝美氏ですね。よくわかりました。」というさらなるリツイートについて、特にコメントは付さずにリツイートし、被告自身の発言も含めて上記の一連の発言を発信。	原告の執筆したホタル飼育に関する博士論文の内容の「あまりのひどさ」を強調して否定し、原告が、稲垣教授の設立したホタル累代飼育の特許に基づくせせらぎを製作する会社に、「利益供与していた」と	原告が長年実現してきたホタル累代飼育を否定し、あたかも原告が指導教授の会社に金品の供与をし、金儲けのために累代飼育を行っていたことを印象づけ、社会的評価を低下させたものである。	①に同じ (正当な論評であること) 小山町のホタル水路整備業務委託を始めとして、板橋区職員として「生態水槽又は水路製作に携わった場所は130箇所以上にも上る」と原告が主張するホタル再生事業について、事業者に稲垣教授が設立したルシオラを紹介し、同社と事業者との間で随意契約が締結されており、区職員が一営利業者に契約締結の機会を供与していることを「利益供与」と論評したものであり、事実に基づく合理的な論評である。	①に加えて、 (真実性について) 原告は、板橋区の特許権を使用してせせらぎを制作する希望を持つ者に対し、ろ材等の材料や人員を提供できるルシオラ（稲垣教授が平成15年から平成21年まで代表取締役）を紹介したにすぎず、かかる紹介行為は利益供与にはあたらない。 (真実相当性について) 原告及び原告代理人弁護士は、平成26年3月28日になされた懲戒処分に対し、同年4月3日、懲戒処分の不当性を訴える記者会見を開き、資料を提供して説明し、訴訟を提起することを明らかにし、同年6月5日には懲戒処分取消訴訟が提起した。このように、被告は、批判的情報に接していたのであり、一方当事者である板橋区からの情報のみを鵜呑みにすべきではなかった。
④	H26/7/19 Facebook 「私は、最初からホタル館のせせらぎにおいてホタルを人工飼育していなかったこと、及びホタル館でホタル2万匹が生息しているという原告の報告が虚偽であること	原告がホタル館のせせらぎにおいてホタルを人工飼育していなかったこと、及びホタル館でホタル2万匹が生息しているという原告の報告が虚偽であること	ホタル館における原告によるホタルの累代飼育が偽装であったといふ評価を与え、長年公務員として板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告の社会的信用を失墜させ、もって、原告の社会的評価を低下させた。	①に同じ	①に加えて (真実相当性について) 原告が板橋区を提訴したこと、区長が累代飼育は継続されていると答弁したこと、ホタル館で110匹以上のホタルの飛翔が確認されたこと、調査では1匹も確認されていなかったヘイケボタルが羽化しており、推定数からかけ離れたホタルが確認され調査の信用性が著しく阻害されたこと、原告が多数のスライドを見せて被告に直接示して、調査時のホタル幼虫は非常に小さく調査で発見されたものとは異なること等を説明したことなどから、より一層、ホタル飼育がなされていないという事実を信用することが相当ではなかった。

	するような飼育実態はなかつたことを示唆しています。」「責任は2万匹と虚偽の報告をしてきた飼育担当者の阿部宣男氏にあります。」				
⑤	H26/8/19 区民環境委員会 <p>「私は、このホタル館を閉じる、閉じないっていう話を聞いて、あるいはどこそこに引き継げるとか何とか、技術、特許の話も出ましたけど、全部が全部、検証しなきやいけない対象だと思います。25年間の累代飼育が本当にあったのかどうかっていうところからして、阿部宣男さん元職員しかこのことを言っていないくて、我々はその人が言っていることが本当だと思って、25年間来ちゃったっていうのが事実ですよ。（「だまされたんだ」と言う人あり）</p> <p>「だまされたんです、本当。そういった、だまされたまま、そのだまされたってことを区民にも言わないまま、だまされたってことを隠して、ホタル館はよかったですね、皆さんに喜んでいただいたね、思い出も残しましょうねっていうことをやるっていうのは、とんでもない不届きだと思うんですよ。二重、三重に区民をだます結果になる。」</p>	ホタル館において、ホタルの累代飼育はなされていなかつたこと、及び原告が区民を欺罔してホタル累代飼育が行われていたかのように偽装していたこと	ホタル館における原告によるホタルの累代飼育が偽装であったという評価を与え、長年公務員として板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告の社会的信用を失墜させ、もって、原告の社会的評価を低下させた。	①に同じ	①④に同じ
⑥	H27/1/13 Facebook 25年間にわたるウソに決着をつけず、あい	①に同じ	①に同じ	①に同じ	①④に同じ

	まいにしたままの方が選挙に有利だというなら、それはたいへん歪んだ政治姿勢だといわなければいけない。				
⑦	H27/1/20 Facebook 25年間の飼育実態が何も確認できない。裁判なら疑わしきは罰せずかも知れないが、行政では疑わしきに公金を支出せずが当然。	①に同じ	①に同じ	①に同じ	①④に同じ
⑧	H27/1/25 Facebook これまで板橋区ホタル生態環境館でおこった事件や成果・業績は、すべて元飼育担当職員による報告や証言によるもので、客観的な事実の裏付け（証拠）があるものは何もありません。	①に同じ	①に同じ	①に同じ	①④に同じ
⑨	H27/1/26 Facebook うそつきな人でも、その人権は守らなきやいけない。でも、うそつきな人の社会的信用まで守らなきやいけないか、というとそうでもない。	①に同じ	①に同じ	①に同じ	①④に同じ
⑩	H27/1/26 Facebook 区の調査で飼育がウソだったことがわかった板橋区ホタル生態環境館。たくさんの政治家・議員もだまされました。	①に同じ	①に同じ	①に同じ	①④に同じ
⑪	H27/2/9 Facebook 板橋区のいたる所で、平和と幸せにいたる政治をめざす松崎いたるです。 4年前の東日本大震災と福島の原発事故で、福島県大熊町の人々は	ホタル館において、ホタルの累代飼育は25年間の全期間にわたってなされておらず持込み飼育であったこと、及び原告が区民を欺罔してホタル累代飼育が行われていたかのように偽装していたこと	ホタル館における原告によるホタルの累代飼育が偽装であったという評価を与え、長年公務員として板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告の社会的信用を失墜させ、もって、原告の社会的	①に同じ	①④に加えて (真実相当性について) 乖離報告書発表後の表現であるが、乖離報告書自体に信用性がない。反対当事者である原告がその信用性を争っていたことを被告も認識し得たはずである。 乖離報告書も25年の全期間の累代飼育は否定していないところ、被告の、「25年の全期間について持込み飼育が行われていた」との表現部分については、何ら裏付けとなる根拠が存在しない。 例年夜間特別公開が行われてきたことは争いがないところ、毎年2万匹

	ふるさとを奪われ、いまだに帰ることが出来ません。その大熊町の人たちの、ささやかな希望の光となってきたのが、大熊町のホタルを25年間、代々飼育してきたとされていた、板橋区ホタル生態環境館でした。しかし、そのホタル館で大きなウソ、大きな不正が明らかになりました。実際には飼育せずに、区民には、よそから持ちこんだ別のホタルを見せていましたというのです。	評価を低下させた。			のホタルを持ち込めば、1匹数百円程度としても、5~600万円程度の費用が掛かることになるが、常識的にいっても、原告が個人としてかかる経済的負担を25年にわたって継続していたとは考え難い。
⑫	H27/2/21 Facebook 板橋区ホタル生態環境館での25年間にわたる飼育偽装事件を考えるとき、飼育担当職員の非科学的な妄想にもとづく「実験」「研究」もあわせて考えないと事件全体を把握することはできません。	⑪と同じ	⑪と同じ	①と同じ	⑪と同じ

別表III（不正行為記事）

番号	対象記事	摘示事実	社会的評価の低下	被告の反論	原告の再反論
	年月日・手段・本文				
① ～ ④ 共 通				<p>(正当な論評であること) 「真実性のある表明事実を主要基礎とし、その経緯事実や周辺事実から推論した表明事実について、真実であること、真実であると信ずることについて相当な理由があることの完全な証明がなくとも、疑惑、疑惑として合理的な根拠があり、国民、政党、議会等あるいは司直の手によって今後更なる真実究明をする必要があることを社会的に訴えるために、これを意見なし論評として表明することは民主的政治の維持のために許容されるべき」(東京高判平成14年5月23日判時1798号81頁)であり、被告による各表現行為は、事実関係を踏まえた合理的な推論に基づいた論評である。</p>	<p>(正当な論評について) 被告が引用する東京高裁判決は、県議会議員の不正行為を対象としたもので、単なる自治体の一般職員を対象としたものではない。板橋区の区議会議員という立場にある被告が、一区民である個人について「犯罪者」ないし「犯罪者」である疑いがあるなどという、社会的信用を著しく陥れるような事実を公然と摘示するにあたっては、まず、当該個人の言い分に丁寧に耳を傾けるべきで、かかる事実の確認を怠り、原告が別訴で係争中の対立当事者である板橋区の主張を盲目的に取り上げるような表現行為は公正な論評とは言えない。</p> <p>(真実性について) 摘示事実はいずれも事実に反する。板橋区の懲戒処分当時の調査・報告が事実に基づかないものであったことは、別件訴訟において、裁判所が原告の全面的な勝訴的和解勧告を行い、板橋区もこれを受け入れたことから、既に明らかとなっている。</p> <p>(真実相当性について) 真実相当性に関して、真っ向から対立している原告と板橋区との主張のうち、被告が依拠する資料は専ら一方の板橋区側から作成された資料であり、また、被告は、双方の主張の理解も不十分なまま、原告その他の関係者に事実関係を十分に確認することなく、勝手な憶測に満ちた表現行為を繰り返している。しかも、被告は、原告が「詐欺」や「偽造」などの「犯罪」を行っていると思わせる重大な指摘をするのであるから、慎重な調査をして初めて許されるべきで、いまだ疑問にとどまる事項について、十分な調査を尽くさず根拠が不十分なまま、それが真実であるかのように理解できるような表現行為を行ったものである。</p> <p>したがって、被告が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。</p>
①	H26/4/4 Facebook 板橋区を懲戒免職されたホタル博士・阿部宣男さんが、「処分は不当」と訴えた記者会見でマスコミに配布した資料を見て驚きました。これでは、「無実の証拠」どころか「犯罪の証拠」です。能登町の公社との契約に「板橋区ホタル生態環境館館長」として捺印していますが、「館長」は單なる通称にすぎず、板橋区にはホタル館「館長」というポストは存	原告が、通称である「館長」を用いて文書に調印し「詐欺」にあたる「犯罪」行為を行ったこと	原告が、あたかも詐欺や公文書偽造などの行為を行ったかのように指摘し、原告が犯罪行為を行った反社会的人物であるかのような評価を加えるもので、原告の社会的評価を低下させるものである。	<p>(正当な論評であること) 契約権限がない原告が契約当事者であるようにふるまうことは契約当事者を誤信させる行為であるから「まるで詐欺」との論評は、事実を踏まえた合理的な論評である。</p> <p>(摘示した事実の真実性) 不正行為記事①は、i (原告が) 能登町の公社との契約に「板橋区ホタル生態環境館館長」として捺印していること、ii 板橋区にはホタル館「館長」というポストは存在しないこと、iii 原告には板橋区を代表して他団体と契約を締結できる権限はないことを摘示している。</p> <p>摘示事実iについて 平成23年4月1日付けで、イノリー企画代表駒野いづみを甲、本件公社理事長村木一茂を乙、「板橋区ホタル生態環境館館長阿部宣男」を丙とする売買契約書及び秘密保守契約が締結されており、契約書には原告の個人印が押印されている。</p> <p>摘示事実iiについて ホタル館には「館長」というポストは存在せず、ホタル館の職員は、板橋区資源環境部エコポリスセンター啓発係に所属する職</p>	<p>(真実性について) 摘示事実はいずれも事実に反する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「板橋区ホタル生態環境館館長」との名称は、板橋区自身が原告の名称として使用しているものであり、これを使用したことによって、契約相手方を騙す根拠となりえないし、原告は、武藏野種苗園の撤退により本件ハチの飼育販売事業が頓挫しかけていた能登町を救うため、及び能登町に協力していた板橋区のために、能登町から請われて、上司の了解のもとで、平成21年7月1日付け「業務提携契約書」及び「売買契約書及び秘密保守契約書」を作成したものであり、原告が独断で能登町を騙したというのは、事実と異なる。 板橋区が、区として能登町の本件ハチの飼育販売事業に協力してきた経緯や、板橋区の協力行為における原告の役割、平成21年7月1日付け「業務提携契約書」及び能登町との「売買契約書及び秘密保守契約書」のいずれも能登町がその作成を要望したことを踏まえれば、原告が能登町を騙したなどという被告の摘示事実は実態とかけ離れたもので、真実性を満たさない。 そもそも、原告が能登町を騙したなどという主張は、板橋区においてさえしていない。 被告は本件ハチの販売計画が原告の独断で行われた不正であったと



			<p>員であり、エコポリスセンター啓発係長の下で活動することとされていました。</p> <p>摘示事実並について</p> <p>板橋区においては「東京都板橋区契約事務規則」に従って、所管する事務・事業の執行に関する契約について、所定の意思決定及び事務手続を経て行われなければならないところ、契約の締結に関して同規則第6章で定められているとおり、板橋区を代表して契約締結権限を有しているのは区長であり（39条参照）、ホタル館の一職員である原告は板橋区を契約当事者とする契約を締結する権限を有していなかった。</p> <p>（真実と信じたことが相当であること）</p> <p>被告の表現行為は、原告が懲戒免職処分について記者会見を開いた際に配布された資料に基づいて行われたものであり、さらに被告自ら板橋区環境部に照会した回答、区外のホタルの再生事業の当事者からの聞き取り調査の結果を踏まえて、原告による権限外行為及び法令違反行為があったことを摘示したものであり、被告には、摘示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由がある。</p>	<p>指摘し、その根拠として坂本区長の答弁を引用するが、当該答弁は事実に反しているばかりか、被告の引用した箇所は、いずれも能登町による本件ハチの飼育販売事業に関する答弁ではないのであって、被告の引用は誤りで根拠とならない。</p> <ul style="list-style-type: none">能登町と板橋区とのエコポリス協定締結協議の経緯から、板橋区が能登町の事業に協力している認識があったことは明らかである。 <p>（真実相当性について）</p> <p>被告が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、到底、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。</p>
②	H26/4/19 Facebook 区民をだまし、特定業者に便宜供与し、不正を行った公務員は弱者ではありません。	原告が特定業者に便宜を供与し不正を行ったこと	<p>原告が不正行為を行う公務員であるという印象を与え、もって原告会社の社会的評価を低下させるものである。</p> <p>（正当な論評であること）</p> <p>表現行為①と同じ</p> <p>（摘示した事実の真実性）</p> <p>原告は、原告が知悉する人物（駒野）が代表者を務める特定の団体であるイノリー企画を、ハチの飼育販売実績がないにもかかわらず、武蔵野種苗園に代わる本件ハチの供給事業者として能登町に紹介し、ホタル館長名でイノリー企画との間で日付を遡らせた虚偽の業務提携契約書を作出して、イノリー企画にハチ飼育供給事業を行わせているものであって、イノリー企画という特定の業者に能登町との間でのハチの売買契約締結の機会を付与し、さらにイノリー企画の実績を偽ることにも助力しているなど便宜を供与している。</p> <p>（真実と信じたことが相当であること）</p> <p>平成26年4月3日の原告に対する板橋区の懲戒免職処分に際して、公表された処分理由中に①特定の営利企業への便宜供与、②当該企業の経営に深く関与及び自らも営利事業に携わったこと、③区内に歳入されるべき特許実施料金について損失を招いたこと、④上司の判断を仰がず契約を行うなどの極めて不適切な行為があつたこと、が含まれており、かかる懲戒処分の対象となる事実があつたことを前提に発言を行つたものであり、被告には、摘示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由がある。</p>	<p>（能登町のハチ飼育販売事業関連）</p> <ul style="list-style-type: none">能登町に供給するハチは、能登町で採取されたハチを繁殖したもので、これを飼育していたのは、武蔵野種苗園とその後任であるイノリー企画であり、ホタル館で飼育されていたハチは、長野県小諸市で採取されたハチで、そもそも種が異なり、原告は能登町を含めいかなる第三者にも販売していない。駒野は、長年ホタル館でボランティアとして活動してきた者で、武蔵野種苗園の事業撤退を受けて、能登町の事業が頓挫しないように、能登町の事業及びこれに協力する板橋区のために、イノリー企画として後任を受けたのであり、イノリー企画の住所としてホタル館を記載したのは、提出の際もボランティアとして主にホタル館で活動していたという事情からであり、実際にホタル館を事業の拠点としたことはなく、また、イノリー企画が板橋区の信用を利用していたという事実はないのであって、原告が、これを「容認」して便宜を図ったという指摘は当たらない。逆に、板橋区は、武蔵野種苗園及びこれを引き継いだイノリー企画から、無償でハチの飼育を通してできた用土をもらい受けホタル館に利用することで、多額の経費削減という利益を享受してきたのであり、イノリー企画は一貫して能登町及びこれに協力する板橋区のために活動し無償で尽くしてきた。板橋区の協力の下で、能登町と武蔵野種苗園が本件ハチの飼育販売事業に取り組んできたことは、「サンデー毎日」や能登町の広報にも記載がある。 <p>（小山町関連）</p> <ul style="list-style-type: none">原告は、ルシオラの主任技術者として記されていることを認識していなかった。特許実施料は、板橋区の方針として、平成14年以前から付き合いのあった自治体、団体には請求しない扱いをしていたため、同年以前から交流があった小山町には請求しなかったものである。板橋区が、小山町と同様に特許実施料を徴収していない自治体、団体でのホタル再生事業について区の事業として公認していることは、区議会における質疑・答弁内容から明らかである。 <p>（真実相当性について）</p>

				被告が掲示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。
③	H26/5/15 Facebook 板橋区ホタル生態環境館（旧・ホタル飼育施設）の元飼育職員（ホタル博士）がかかわった他団体のホタル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの。	原告がかかわった板橋区による他団体でのホタル再生事業は全て原告の独断によるものであること	<p>原告が区の業務命令に基づかず、独断で仕事を遂行し、あたかも権限外の行為をしたかのように評価するもので、原告の公務員としての品性や信用性を貶めるものである。</p> <p>(正当な論評であること) 各地のホタル再生事業に板橋区が公共団体として関与しているものではないこと、原告が区の職員として他団体の事業に関与するための所定手続を経ていないという事実を踏まえた合理的な論評である。</p> <p>(摘示した事実の真実性) そもそもホタル館は、「預かり飼育」を行って各地に戻して放流することを目的とする施設ではなく、原告が行っていた各地のホタル再生事業自体、ホタル館の目的外の事業で板橋区が認めていないものであった。</p> <p>(真実と信じたことが相当であること) 被告は、列挙した14事例について、ホタル館を所管する板橋区生活環境部環境課長に対して、板橋区として各地のホタルを「預かり飼育」し各地に戻す事業に関与しているのか否かを確認したところ、「板橋区としては関与していない」との回答を得ており、板橋区としてホタル再生事業を公認していないことを確認した。</p> <p>(預かり飼育の主張) 「ホタル再生事業」は「預かり飼育」（各地のホタルをホタル館で預かって飼育したのち、現地に放流するイベント）を意味するもので、板橋区は「預かり飼育」を公認しておらず原告の独断でなされたものであり、掲示した事実は真実である。 被告は、①いわき市でのホタル放流イベント、②鎌倉市の鶴岡八幡宮神社でのホタル放流、③渋谷区の小学校でのビオトープ計画の3か所について直接関係者に電話取材を行い、飼育の実態を調査した。 平成26年3月7日に、板橋区長が被告の質問に対し、「ホタル生態環境館は、他自治体や団体のホタルの幼虫を預かり、その方たちに代わって飼育する施設ではございません」と答弁しているため、板橋区が預かり飼育を承認したことはないと信じるについて相当な理由がある。</p>	<p>(真実性について) 被告は、再生事業全てが板橋区の公認なく原告の独断によるものと指摘するが、板橋区は25件について特許実施料を取得しており、これらについて板橋区の業務であることを述べている他、業務であることを当然の前提としている。 ホタル再生事業は、有償・無償の支援含めてすべて板橋区の承認のもとに行われてきた。これは、板橋区の議会答弁の内容からも明らかである。</p> <p>(真実相当性について) 被告が掲示した事実を真実であると誤信したことについて、到底、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。</p> <p>(正当な論評について) そもそも、被告は、事実に対して評価を加えたものではなく、ホタル再生事業が全て板橋区の公認に基づかず原告の独断で行われたという事実を述べているのであるから、論評に当たらない。 仮に、論評に当たるとしても、上記板橋区議会の質疑答弁内容や、その議会に被告自身が参加していたことなどからすると、被告の表現行為は、区議会における被告自身や他の区議・板橋区の発言と正面から矛盾する内容にもかかわらず、十分な調査を行わず、一方的に「原告による独断である」と確定的に決めつけているのであり、ホタル再生事業の実態がどのようなものであったか疑惑を提示して、真実を探求するための調査を求める趣旨の政治活動とは到底言えず、被告のゆがんだ偏見に基づく原告に対する人身攻撃であって、およそ公正な論評に当たらない。</p> <p>(被告の預かり飼育の主張について) 被告の表現行為にかかる「ホタル再生事業」は、「被告の特許権を利用してほかの自治体等でホタル水路整備を行うこと」である。 被告による、原告が預かり飼育を主張したという事実は、一切証拠上示されず、根拠がない。 何が公の「利害」にあたるのか不明であり、公共の利害に関する発言とは認められない。 被告が表現行為の中で指摘する、和光大学に関する「2006年かわ道楽冊子」、多摩市立東寺方小学校に関する「市民提案型まちづくり自動補助金」、調布市深大寺に関する「調布経済新聞」、石川県金沢市寺町に関する「北國新聞」、福島県いわき市に関する「朝日新聞」、日本大学工学部に関する日本大学新聞のニュース、渋谷区立臨川小学校に関するリンクサイトの「学校だより6月号」には、いずれも、ホタル生態館で預かり飼育がおこなわれたとの事実は一切述べられておらず、自ら提示した客観的資料からも、被告の主張は裏付けられていない。 ホタル館では、預かり飼育は原則行っていない。 原告は、特許実施料が払われた鶴岡八幡宮から、ホタルの生態を一時預かり飼育して返却してほしいとの依頼を受け、上司に報告し、夜間公開に影響が生じない限り行って構わないとの回答を得たため対処したが、こうした扱いは例外的で、上司の了解を得てなされた。 被告による板橋区の認識の問い合わせにつき、誰に、いつ、どのようにして質問紙回答を受けたのかまるで明らかではなく、客観的資料も存在しない。</p>

					<ul style="list-style-type: none"> 板橋区長の答弁は、一般的なホタル館の性質として、他の自治体等からホタルを預かって飼育する施設ではないというものであり、他の自治体等から個別の依頼を受けてごく例外的にそれを承認した事実があるか否かに関し、直接に回答したものではない。個別の依頼を受けてごく例外的に「預かり飼育」を公認していなかったと断定することはできない。 被告の調査はいつ、どのように、誰に何を確認したのか客観的資料を一切示していない。原告には何も確認していない。被告が主張するような回答があったことを認めることはできない。
④	H26/6/9 Facebook 板橋区の元職員の阿部宣男さんが、懲戒免職処分を不服として区長を提訴しました。元職員の会見を報じた新聞には「訴状では『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は2010年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しないなどと主張した」(朝日新聞6月6日)と書かれています。しかし、09(平成21)年7月の契約書は、阿部さんが示したもので、阿部さんも3月の会見でマスコミに配布した資料です。「09年7月に業者は存在しない」というなら、阿部さんが能登町を欺き、契約書の日付を偽装したことも疑われます。もともと、この業者には法人として実態がないので、設立日などは、どうにでも主張できます。	平成21年7月の能登町の事業に関連して作成された契約書について、原告が日付を偽造し、能登町を欺いていること	<p>原告は、当該文書について能登町から依頼を受けてその日付の文書を作成したと説明しているのであり、能登町を欺くという事態は起こりえないし、「偽装」という問題も起こりえない。当該文書に関する事実関係を十分に認識・把握することなく、一方的に「欺く」「偽装」等の表現を用いることによって原告の品性、信用を失墜させるものである。</p>	<p>(正当な論評であること) 原告が「平成21年7月に業者は存在しない」と主張するのであれば、自ら資料として配布した契約書の日付を偽装したことが疑われる考えることは合理的な推測に基づく論評である。</p> <p>(摘示した事実の真実性) 平成26年4月に原告が行った記者会見の際に配布された、イノリー企画とホタル館との間の業務提携契約書の日付は平成21年7月1日付けである。</p> <p>(真実と信じたことが相当であること) 表現行為①と同じ</p>	<p>(真実性について) 摘示事実はいずれも事実に反する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イノリー企画の駒野は、武藏野種苗園の撤退により本件ハチの飼育販売事業が頓挫しかけていた能登町を救うため、及び能登町に協力していた板橋区のために、能登町から請われて、板橋区の了解のもとで、平成21年7月1日付け「業務提携契約書」及び「売買契約書及び秘密保守契約書」を作成したもので、原告が独断で、能登町を騙したというのは、事実と異なる。 板橋区が、区として能登町の本件ハチの飼育販売事業に協力してきた経緯や、板橋区の協力行為における原告の役割、平成21年7月1日付け「業務提携契約書」及び能登町との「売買契約書及び秘密保守契約書」のいずれも能登町がその作成を要望したことを踏まえれば、原告が能登町を騙したなどという被告の摘示事実が実態とはかけ離れたもので、全く真実性を満たさないものであることは明らかである。 そもそも、原告が能登町を騙したなどという主張は、原告を懲戒処分とした板橋区においてさえしていない。 <p>(真実相当性について) 被告が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。</p>

別表IV

番号	年月日 甲号証の箇所	SNS, インターネットブログ上の記事内の記述	
		手段	本文
①	H28/4/10 甲 140	Facebook	板橋のホタル博士は研究器材の購入に1300万円もの私費をつかい自己破産したと主張しています。#板橋区ホタル生態環境館
②	H28/5/18 甲 141 の 2	Twitter	「自腹で」というけれど、2011年8月には「自己破産した」と自分で言っている人にどうしてそんなお金があるのかしら？



これは正本である。

平成 30 年 3 月 29 日

東京地方裁判所民事第 37 部

裁判所書記官 石塚 敬

